

: 議員意見 : 市長答弁 : 副市長答弁 : 教育長答弁 : 部長答弁 : 課長答弁

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>前文 私たちのまち国分寺は、国分寺崖(かい)線や湧(ゆう)水群、史跡武蔵国分寺跡、さらには新田開墾以降の人々の暮らしの中から生まれた農のある、緑豊かな住宅都市として発展を続けています。私たちは今、先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。そして、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p> <p>私たちは、地域のことは市民自らが責任をもって決めていくことが市民自治の基本であり、国分寺市が自主性、自立性を高めることが地方主権を確立するために不可欠であると考えています。</p> <p>私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創(つく)られてきたものであることを認識し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。</p>			
木村議員	<p>まちづくりの考え方、あるいは市民の命にかかわる問題に関しての記述というものが本来あるべきではないのか。</p> <p>住民参加条例として提出された方がよかったのではないのか。</p> <p>まちづくりについて条文で一切触れられていない。</p>	<p>そういった趣旨が前文の3つ目の段落に概略的には記されている。国分寺市としては当初から自治基本条例の制定を目指してきた。市民自治の推進、団体自治の推進が大きな目的。それからすれば、市民参加条例という形で定めるものではないと考えている。</p> <p>まちづくり、あるいは市民の命、どのような形で具体的に条文化をすればいいのか、具体的な提案をいただければ検討することになる。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>* 答弁のとおり</p> <p>* 答弁のとおり</p> <p>* 具体的な提案を受けた後に検討することとする。</p>
川合議員	<p>「『住み続けたいまち、ふるさと国分寺』のまちづくりをみずからの手で進めたいと思っています。この言い回しはすっきりと、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を目指しますというふうにした方が前文としてもすっきりするのではないか。</p>	<p>ここを直すことによって2段落目の「不可欠であると考えています」に影響があるかどうかというようなことも精査しないといけな。一つの御提案で、そういう表現をした方が宣言文としてより適切であるということであればそのような表現方法はあるのかと思う。</p> 	<p>* 1段落「思っています」・2段落「考えています」・3段落「制定します」といった文章の流れがあり、原案のままとするが、1段落目の「そして」を「私たちは」に修正する。</p> <p>私たちは今 先人から受け継いだこのまちに住み、働き、学び、活動しています。私たちは、このまちを誇りにし、国分寺らしさを大切にしながら、福祉や環境、教育や文化など様々な分野において新たな個性を創造し、「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」のまちづくりを、自らの手で進めたいと思っています。</p>
亀倉議員	<p>前文にあえて「住み続けたいまち、ふるさと国分寺」と入れる意味はないというふうに思う。テーマというものはその都度そこに住んでいる市民の皆さん方が決めていくことと思う。だから自治なのではないでしょうか。</p>	<p>これをテーマというよりも 国分寺が存続していくための一つの方向性とか理念とか、そういうとらえ方をしてきたので、これはあるべきなのだろうというふうに申し上げました。ただいまの意見は意見として、先ほど何点か意見が出されておりますので、同じように検討はさせていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>* 上記のように修正する。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
釜我 議員	憲法を生かすということについては、この前文の中にぜひとも入れるべきと考える。国民、市民が持つすべての権利というものをこの自治基本条例によってさらに位置づけをしていくということは、極めて有意義であるし、私は議員提案として皆さん方に御相談をしながら修正を求めたいと考えているので表明しておく。	前文の第3段落目「平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し」という表現を、憲法の考え方をもとに前文に入れてきたという経過がある。自治基本条例という名称からすれば、日本国憲法の地方自治の本旨というのがそこに位置づけられるというふうに思う。それを踏まえて、 検討の課題としたい。	* 3段落目中、「……真の市民自治を確立し、 憲法に掲げる地方自治の本旨を国分寺市において実現するため 、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。」に 修正する。 私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創(つく)られてきたものであることを認識し、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、 真の市民自治を確立し、憲法に掲げる地方自治の本旨を国分寺市において実現するため 、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。
三葛 議員	前文以外に定めようがないので、環境権というものを入れていただきたい。例えば「環境を守る」というような一文で、これで結構だというふうに思います。	具体的な御提案があれば、検討はしたいと思う。 御提案があった中身についてはすべて検討させていただきます。	* 1段落目に「環境」の表現があり、原案のままとする。
川合 議員	最高規範の前に、「憲法に掲げる地方自治の本旨をこの国分寺において実現するために、ここに国分寺市の最高規範として自治基本条例を制定します。」とすれば、かなり格調高い前文になっていくであろうというふうに考える。	検討させていただきたいと思います。	* 前記と同様に修正する。



条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、国分寺市(以下「市」といいます。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、参加、協働、情報の共有等の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を図ることを目的とします。</p>		
<p>星 議員</p>	<p>自治というのは、どういうものを自治と言うのかということに一番意味があるわけだと思う。前文でも、逐条解説の中にもうたい込まれている基本理念に沿って、国分寺の市政運営は上位の団体がおっしゃるような立場ではないという場合も堂々と主張できるということだと思う。したがって、その考え方が国分寺市を直接運営する市長以下職員の末端までしみ渡った運営ができるかどうかということが基本だと思う。</p> <p>自治の実現を図ることの理念として、市長が参加、協働、情報の共有ということを書いていて、具体的にこの理念が住民自治や団体自治を実現する上でどういう役割を果たし得るのか。</p>	<p>国は国として地方への関与はできるだけ少なくするような方向に努力していくべきだと思っておりますし、自治体は自治体として市民主権、市民自治の精神のもとに市民とともにまちづくり、行政を行っていくという考え方に立って、自治体としての独立性といったものはしっかり守っていけるように努力をしていかなければいけない。そのためにこの自治基本条例を定めて、この考え方に沿って進めていく必要があると考えております。</p> <p>市民が行政に関心を持ち、主体的に参加することによって初めて自治というものを実現されるわけでございますので、市民の皆様方ができる限り多くの機会をとらえて、市政について関心を持ち、発言し、提案し、あるいはともにまちづくりの活動等を行うこと。つまり市民としての主体性を持って、主権者としての役割を果たすことによって、まちをよりよくすることにつながっていく、そのように私は参加と協働というものをとらえております。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>
<p>亀倉 議員</p>	<p>自治基本条例は、市の理念条例であるという位置づけでよいのか。市民主権を基本とする自治の実現を図ることがこの条例の目的になっているが、市長が提案される条例で、市長として市民主権とはいかなるものなのか。</p> <p>主体的な参加、協働がなされる自治ということだと思う。そうすると、まさしくこの自治基本条例は、いわゆる市民参加条例であるという理解だと思いますが。市民が主体的に参加、協働なされる自治だということであれば、この基本条例というのは、自治基本条例の主たるものは市民参加条例である。あえて自治基本条例としなくても、市民参加条例でも十分その目的は達成できるが、なぜ自治基本条例にするのか、従来から条例の中身として非常に疑問を持っている。</p>	<p>定められている内容が基本的には個別具体的な一般の条例のような具体的な仕組みを定めているものではないので、そういった意味では理念的な条例であると思う。</p> <p>市民、活動団体の方々が、ともに活動することによって市民の皆様方のお考えになっているようなまちの実現を図っていく、それが市民の皆様方が主体的にかかわることによって、自治を実現していく市民主権を基本とする自治の実現ということであろうと思っています。</p> <p>市民主権を実現する手段、手法が「参加」とか「協働」ということであり、それのみを定めている条例ではありませんで、それがかなりの部分を占めておりますが、そのほかのこともうたい込んでおりますので、この条例全体から御判断をいただきたいと思っております。</p> <p>市政の基本原則を定、参加、協働、情報の共有といったことが相まって市民主権を基本とする自治の実現を図っていくための条例です。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 住民 市の区域内に住む者をいいます。</p> <p>(2) 市民 前号に掲げる者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人をいいます。</p> <p>(3) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいいます。</p> <p>(4) 参加 市政へ市民の意思を反映させるため、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程に市民が主体的にかかわることをいいます。</p> <p>(5) 協働 市民及び事業者等（以下「市民等」といいます。）と市が対等の立場で能力を分かち合い、共通の目的の実現に向けて協力して取り組むことをいいます。</p>		
<p>星 議員</p>	<p>解説が問題ではないかと私は思いました。住民基本台帳に登録されているかどうかは問わないと。生活の本拠を国分寺市に置いていれたいのだという認識で住民として認めるということを行っているが、本当にこういう認識で定義づけているのか。地方自治法でいう住民という部分の認識とあまりにもこれは違い過ぎる。住民には具体的に権利と義務の関係ですから、解釈もその部分をはっきりさせる必要があるのではないかと。具体的な事例に照らしての検討が求められると私は思います。したがって、可能な限り、細部にわたっての検討も採決までの間に可能な限りしてもらいたい。</p>	<p>今回、既にいろいろな御議論を議会からいただいております、そういったことも踏まえて、制定をされる段階までの間には、しっかりこの逐条解説を書き加えたり、そういったことをして完成をさせていかなければいけないと思っています。</p>	<p>*答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を補完していく。</u></p>
<p>亀倉 議員</p>	<p>地方自治法第10条には、住民の権利及び義務という形で住民が規定されているわけです。負担分に関する義務を負うと、ここにかかわることも含めたものですねと確認している。</p>	<p>住民基本台帳に登録すべき国民としての義務というところを十分検証しないとイケない。この部分は少しお時間をいただいて検討させていただきたい。 後の条文については、基本的には地方自治法のいうところの住民をベースにして、この自治基本条例は住民の定義の中に入れているということで、御理解をいただければと思います。</p> <p>逐条解説の表現が住民基本台帳に登録されているかは問いませんということについては、住民登録をしないことを許されるがごとの表現なので、少し工夫が必要かなと思います。</p> <p>それと具体的な事例というのは、先ほど言った事例について具体的に御説明ができるものについては、少し時間をいただいて、お示しをしたい。</p> <p>具体的な事例というのがどこまで挙げられるかというのはお時間をいただかないとできません。ただ、基本原則は地方自治法の住民で</p>	<p>*答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を補完していく。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
		<p>あるということでありまして。ですから、それを基本にして次の条文等についてのご審議をいただければと思います。</p> <p>第10条第2項に規定をしている「その負担を分担する義務を負う」ということについて、これは当然、住民の定義の中に入ることですから、地方自治法の第10条第1項、第2項を踏まえたものが住民の定義だということです。</p>	
川合議員	<p>賛成の人たちだけがそこに結集するのが協働という読み取りではないか。協働というのは、そういう意味合いで解釈してよしいのか。</p> <p>(5)協働です。「市民及び事業者等と市が対等の立場で」となっています。ここで言う「市が」というのは行政だけを指すのか、議会も指すのか。</p> <p>逐条解説を見ても、14ページ、ここでは行政のみです。「『協働』とは、行政の既存の」何々となっています。4行目あたりでは、「市民等と行政は対等な」ということで行政に限っている。議会はその対象としていないという解説になるのですが、これはそれでよしいのでしょうか。ここは補足訂正をお願いします。議会も協働の市民からしてみれば、議会と協働は当然の権利であるし、議会にとっても同様です。そういう位置づけはここでは明確にしておく必要があるだろうと思う。</p> <p>「対等の立場」というのは、具体的にはどういうことなのか。</p>	<p>必ずしも賛成、反対だけを定めるのが参加であって、賛成で認められたものを協働事業でやるというものではないと思います。</p> <p>この条例全体を通じての「市」という考え方としては、「団体の意思を決定する市」、地方自治体、法人としての市という考え方です。行政という表現については不適切な部分があると思われるので、そのところは修正をかけていかなければいけないと思います。</p> <p>対等性については、例えばある協議をするような場面に議員、行政の職員、市民の方が一緒に入って一つの事業を進めていこうという事例があったとすれば、そういう協議の中でいろいろ意見が分かれることが当然あるわけですが、例えば、議員の立場を利用して、そんなこと言っただけで議決権を行使してこれを反対すればそんなものはだめだとか、そういうふうな権限を利用したり、立場を利用したりすることは対等性に反するわけですから、そういうルールは協働事業の中では用いませぬということです。行政の側でも、そんなことをしたって予算をつけませぬとか、そういうことを言うのではなくて、同じ土俵の上で、同じ対等性を持ちながら意見交換をして、一つの共通点を見出す、こういうことだと思います。</p> <p>私は行政としては自分が持っている能力をできるだけ発揮して、その目的の遂行のために努力をする。市民の方々は市民の方々の立場で、できる限りのことをやっていただく、そのような形でお互いの立場を尊重し合って、あるいはお互いの能力をお互いに評価し合って、尊重し合って進めていくといったことが私は対等・協力の関係だろうと思っております。</p>	<p>* 答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を修正していく。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉議員	<p>条例自体は「協働においては共通の目標を持つ」とうたっています。そういう意味では、共通の目標を持たない人が入ってくる余地がないわけで、だけれども、排除すると書いてあるわけではないから、当然、入ってきてもいいわけです。ですので、私はこの参加、協働の持つ意味が明快にする必要があると思う。</p> <p>「参加」と「協働」というのは、そういう裏合わせを持っているものですと、ゆえに協働の部分に関しては、何かを別に補完しなくていいのかわ。参加をして、物事が決まってくる。とても民主的なやり方だと一方あります。しかし、そこには多数と少数が当然生まれてきます。こういう事業をやるときに、少数の意見がどういう形で反映していくのかということ。自治は必ずその問題が裏合わせに出てくるから、そこは補完して初めて自治と言えるのではないかと。</p> <p>参加はさまざまな方がするのだと、だから、多様な意見を交わせると。しかし、「協働」というのは共通の目標を持っている人だと、それは明らかに違うわけで、政策を決定するという段階においては、先か後かになるかもしれない。しかし、参加と協働はそういう違いがあるでしょう。ないのですか、あるのですか、そこをはっきりしましょう。</p> <p>「協働」、「参加」というものがこの逐条解説において、果たして条例施行上の共通のものになり得るかどうなのかというのは、先ほどの議論から聞いて非常に疑問です。もっときちんとした解説と見解を述べておく必要がこれではあるのではないのでしょうか。少なくとも川合委員の質問に答えた内容も含めて、この条例の逐条解説にはそれに足りるものの逐条解説にはなっていないし、つまり、それは条例がよしんばこのまま成立した場合、解釈に違いが出てくる可能性は十二分にあるものになり得ると私は思います。</p>	<p>参加と協働は一体のものであるというお答えをしたつもりです。先ほどの御質問で、参加と協働を進めていく上で少数意見といったものについて何か補完するものがなくてはならないのではないかと御指摘がありました。これは我々行政の仕事というのは、市民の税金をいかに効率よく、公益性を持った広い市民サービスに使うということがありますので、さまざまな意見や方向性が違ったときに、市全体の利益、公益性といったものを判断しながら一つの方向を決めていく中でさまざまな少数意見を反映するような、気がつかないような意見も参考にしながら団体としての意思を決定していく、そこに市民参加のすそ野を広げなければならないという必要性があるわけですから、この条例ができた暁には、さまざまな工夫で今よりも参加のすそ野を広げるという努力は必要だと思います。そこで得られた意見を参考にして、最終的な意思決定は、提案権が市長にあり、議会が議決権はある。これはルールがありますから、そういったもので最終的には決まってくる。少数意見がそこで反映されたか、反映されないかということについては、そのプロセスの問題だと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p><u>* 逐条解説で表現を補完していく。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
木村議員	<p>「参加」という項目において入っている、この「実施」というのは何を指すのでしょうか。実施ということになれば、協働の5項に入ってくる部分ではないのか。</p> <p>事業者等の定義でよく言われる部分で、政治団体、宗教団体の位置づけがどうなっているのか、逐条解説にはのっていないです。この第3号関係の逐条解説に合わせて考えれば、政治団体は非営利であり、かつ事業を反復、継続に行う団体に当たってしまうのです。ここの第2条は定義の問題ですから、「等」で逃げ道をつくるのは適切ではないと思います。</p>	<p>政策に伴う事業の実施ということになるかと思えます。そういったことの際に市民の参加をいただいて 実施をするに当たっての進め方だとか、そういったものも御意見をいただいたりとか、そういったことも具体的にはあると思えます。</p> <p>確かに政治団体や宗教団体も該当する可能性はありますが、こちらに書いてあるように、この中には入ってこない。</p> <p>指摘いただいた明確にしておかなければいけない部分につきましては、「等」ではなくて具体的に名称を挙げてここに掲げていくということをやりたいと思います。</p>	<p>*<u>逐条解説に修正を加える。</u> (政治団体、宗教団体の活動の位置づけを明確にする。)</p>
梁川議員	<p>協働のところで「市が対等の立場で能力を分かち合い」という言葉を使っているが、このときの能力とは何を指すのでしょうか。</p> <p>役割分担の中で市民ができること、あるいはできないこと、あるいは行政ができること、できないこと、そんな解釈でよいのか。</p> <p>そのときにもう少し「役割」という言葉をきちんとどこかで明記をしないと誤解を受けるおそれもあるのではないかと思う。</p>	<p>それぞれの市あるいは市民が持っている役割分担ができる力と提供いただければよいと思えます。</p> <p>逐条解説の中でも具体的に標記をしているところはないので、そのあたりの表現について工夫ができる場所はもちろんしたいとは思いますが、今、私が御答弁申し上げた能力のことを具体的に書き込むとか、そういったことはできるかと思えます。</p>	<p>*<u>逐条解説に修正を加える。</u> (市民の役割、行政の役割、それぞれの役割分担を具体的な形で)</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>第2章 基本理念 (基本理念) 第3条 市民と市は、主権者である市民の意思が生かされる市政、市民の意思に基づいて自主的かつ自立的に運営される市政を目指します。そのため、市は、知る権利を保障し、参加と協働を推進します。</p>			
<p>三葛 議員</p>	<p>「主権者である市民」という言葉、結論から言うとかかなり大きな問題かなと思います。あくまで市の最終決定をするのは民主主義に基づいて構成されている議会ということになると思う。この主権というものは本来、最終的に決めていく力であるが、最終的に決めていく力にかかわらず、参加と協働の主体を主権者としてとらえ直すとする、最終的に決めるという主権の意味合いのコアの部分はどこに行ってしまったのだろうかという思いがありますので、この表現そのものがミスリーディングなのかなと。</p>	<p>地方自治法に規定されている限定的なものとして考えるのではなくて、例示を挙げれば、子どもたちを含む自治体を構成するさまざまな自治の主体を主権者としてとらえることと言った方が、参加と協働を進めていく上の中では現実的であるということから 私どもとしては基本理念の中で主権者である市民と規定をさせていただいているということでもあります。 最終的に国分寺市の団体の意思を決定するというのは、住民の選挙によって選ばれた議員方で構成する議会だということは紛れもない事実だと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>
<p>伊藤 議員</p>	<p>未成年という考え方があります。それからもう一つは、児童福祉法の対象外、つまり 18 歳を想定した法律です。これ以外の法律で、ここに主権者たるものとして決定権を持てるのかということです。幾つからちゃんとした市民、もしくは住民としての権利を明確に持ち得るかというのは、一定程度決めないと問題があるのではないかと。</p>	<p>憲法の第1条を見ていただければわかるのですが、国民主権概念ということから主権は持ってきています。国民主権と言ったときに、日本国民全員が主権者であると、これは当たり前のことでございます。それで、それを市に置きかえたときにどうなるのかといえば、市民、市民主権だと、それは当然の論理的な流れといえますか。そこで主権が何なのかという議論はわかります。今回の主権概念は私の理解する限り、自治の担い手というところで「主権」ととらえておりますので、そうであれば、子どもも含めて選挙権の有無にかかわらず市民が主権者であるというのは無理のない解釈であるし、また立法のあり方でもあるかと思えます。それでその市民概念がくつつくので、市民主権と市民の概念が拡張されていきますので、若干違和感があるかと思いますが、主権そのものだけに限定すれば、自治の担い手とお考えになれば、必ずしも年齢制限とかそれはなくてもいいのではないかとこのように考えます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
川合 議員	<p>主権者であるということが必要不可分か。あえてそういう意見の違うところであれば、「主権者である」はカットしてもいいのではないかと、意味は全く変わらないと思うが。</p> <p>そういう面でこだわりがあるとすれば、これを生かすことにも異存ございません。それは今、副市長の方から説明があったような憲法第1条です。主権は国民にあると。この憲法で言っている「主権は国民にある」は、有権者とか何とかというのは全く関係ありません。子どもから大人までです。そういう意味合いでここは使っているのだということであるとすれば、それは逐条解説の中でそれなりに触れていただければいい部分ではないでしょうか。</p>	<p>御指摘は受けとめますが、議論の経過の中では、ここはかなり検討の段階で市民の方 検討のプロセスの中である程度こだわりを持った表現だというふうに我々も今までの経過の中ではとらえています。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>
三葛 議員	<p>「『主権』とは、国政のあり方を最終的に決定する力」を入れ込んでいるからかえってわかりにくくなっているのかなと思うので、逐条解説の部分で、「この主権者である市民」というふうにすれば比較的そんなに抵抗はなく、私もこの全文を読んでいるときにはこの部分そんなに抵抗なかったのですが、こここの第3条の逐条の解説を見るとあれというふうに思ってしまう部分がありますので、工夫をいただければと思います。</p>	<p>憲法の趣旨を十分考えた上で、この表現については検討した上で工夫をさせていただきたいと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を修正していく。</u> (第1条の市民主権 本条の主権者である市民について多くの議論があり、逐条解説にさらに補完する。)</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
第3章 参加と協働 第1節 参加と協働 (参加の権利) 第4条 市民は、年齢及び性別にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。			
三葛議員	年齢と性別だけになってしまうのは問題かと思います。法の下での平等は憲法にも定められていることが、人種、信条、性別、社会的門地といろいろあったとおもいますが、そうするとなぜここは年齢、性別等と書かないのかなと思ってしまう。ここで狭めてしまうことの方が問題だと思う。「等」でどうか。	そのところは例示として列挙するということで解説の中で謳えばそこはご理解いただけるのではないかということでこうしました。それについても検討することについては考えていきたいと思いません。そういうことも含めて対応させていただきます。	*条文に「等」を入れ、逐条解説には、憲法にも定められている法の下での平等について解説し、人種、信条、性別、社会的門地を例示する。 市民は、年齢及び性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。
木村議員	市民という言葉の明確な定義をすればこの年齢および性別にかかわらずという文言は削除すべきだと。一番いいのは市民という解釈定義をしっかりと削除すべきだと思います。	意見をいただいたことも合わせて検討したいと思います。	*上記のように修正する。

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>(参加と協働における市民等の責務)</p>			
<p>第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つように努めます。</p>			
<p>井沢 議員</p>	<p>市民であろうと参加と協働にあたって、言動に責任を持つというのは努力義務ではないと思います。協働、参加のところで対等の立場で能力を分かち合うとか、主体的に関わると言っているわけで、対等な立場であればやはり参加する人間として、協働する人間として、やはりこれは責任を持たなければならないという責務にしなければいけないと思う。</p>	<p>市民自治を進めるための主体である市民等が、行動規範として、言動への責任を訓示的に規定をさせていただいたということです。何々しなければなりませんというふうに規定をしたときに、その後それをではやらなかった場合にどういった結果がうまれるのか、どうい対応が必要なのかという議論が行われると困るような事例もあるわけで、具体的にご指摘はいただきましたので、これは受け止めさせていただいて他の条例等を少し検索した上で適正な対応をはかりたいと思います。</p>	<p>*答弁のとおり</p>
<p>川合 議員</p>	<p>現状を見れば参加と協働にあたって、それぞれ述べた意見が完全に保障されるという保証があるのか。私はその段階までは、とてもまだ至らないだろう。そういう段階にある以上、この文言については無理がある。むしろ第5条は、私は削除を求めたいと思う。この部分について地方分権推進部会の訴えの中にこれがあつた。そこには自己決定と自己責任があることを明らかにしている。自らの言論に責任を持つよう努めますという表現はこれを受けて定めたものだというふうに解説されているのです。ここで地方分権推進委員会の訴えなるものが、前後の文脈はわかりませんが、自己決定と自己責任。行政に対しては言えますよ。自治体に対して。地方分権で自己決定し、自己責任を負いなさい、ということになりますよというのは、一般的に言われていることです。これを参加協働、市民に当てはめることができるのか、ここに無理があるのではないかとと思う。</p>	<p>第4条のところでは、参加の権利を有しますというふうに規定がされており、具体的に意見表明権そのものを保障しているということでは現状ではないということがあります。ご指摘の文書についてはそういう事例を引用しているということですのでこれは調べます。一般的にどんな場面であれ自分の発言に対して責任を持つということはこれは当然のことだと私は思います。そのことを訓示的に述べたわけですから、必要なのは自らの言動に責任を持つ、これは明確に書く必要がある。参加の場面について、ですね。好き勝手に混乱させるような意見を言われて、その会が崩壊してしまうようなことは参加者全員が許さないということをこの条文の中で明確に規定していると思いますので、表現については先ほどお答えしましたように検討いたしますが、発言の責任についてはこれは明確にこの規定は必要だと私も考えているということです。一般論の意見の食い違いであってもこれは相手の意見を尊重しながら最終的な結論に、いろんな事例があればどこまでお互いに妥協しながらひとつの一致点を見出すかという議論を進めていくわけですから、そういう意味ではそういうプロセスのなかで言動について責任をもたなければならないということです。</p>	<p>*答弁のとおり</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉議員	現状のなかで市民の参加と協働というものを考えたときに意見の食い違いのなかで喧々諤々あるでしょう。マナーを超えた激論というのものもあるのかもしれませんが。それはむしろそこで基本的に考え、学び、つくりあげることです。条例上責任に近いところをうたいあげることとは別なのではないのでしょうか。ここの部分で市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、という文章がありますが、ここは検討する条文だと思います。	即座にいまのご指摘でこの条文を必要がないという立場にはないわけであり。言論に責任をもつという趣旨はご説明したとおりでありますから、お互いにそれを尊重することによって自治の推進というのはできるであろうというふうに思います。表現等については先ほど答弁申し上げたように受け止めさせていただいて検討はさせていただきます。	* 答弁のとおり
川合議員	そういう答弁がでましたのでそのうえで私の提案を検討してください。ここはむしろ市民自治を推進する責任は自らにあることを認識し、参加と協働にあたっては互いの言動を尊重しあわなければならない、というふうに提案したいと思います。		* 「 <u>自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。</u> 」に修正する。 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、 <u>互いの意見を尊重するように努めます。</u>
梁川議員	市民は責任を持って参加しなければいけない。ではその責任というのはいったいどういうことなのか。この責務ということで考えたときに非常に最初から萎縮してしまう。というふうに考えられるのですね。先ほど事例的な問題もありましたが、それを参加と協働のなかでルールづくりをすべしと思います。解決する問題だと思います。たがいの意見の尊重もそうだと思います。	ルールづくりということについては必要なことは理解します。ここに書いてあったからといって、書いたからそれですべて終わりということではなくて、この下にぶら下がる具体的なルールづくりが当然必要になってくるということだと思います。これを含めてご提案がありましたので先ほどの指摘を含めて受け止めさせていただいて検討させていただきます。	* <u>実際の場において、参加と協働のなかでルールづくりをする。</u>
中山議員	答弁の中でちょっと私、ひっかかる理解をされていたのです。課長も部長も。訓示的という言葉が使われていました。この訓示ということはどういうことですか。	訓示的というのは法律条例とか、法務の世界では比較的によく使う言葉なのです。強制義務はないけれども考え方の方向性を示すと。ご指摘のようにそういった言葉が上下関係とかそういったことを生むということであれば表現は先ほどのことと関連して全体としては見直しをさせていただきます。	* <u>逐条解説の表現を修正する。</u>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>(参加と協働の推進)</p> <p>第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。</p> <p>(1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定</p> <p>(2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）</p> <p>(3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入</p> <p>(4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定</p>			
<p>亀倉 議員</p>	<p>解説中の「参加の機会が保障されることを明確にしました。なお、この部分はどのようにして条文の中に反映されていないのか。解説というのは、議決が要るわけではないので、いつでも解釈は変えられる。条文として5項目として何らかの表現をしておく必要があるのではないかと。行政に義務を課すものだと私は思う。この条文の書き方がいまいいかどうかということです。これは必ず市民参加と協働で行えますという行政が明確にすべきことで、最初の「保障し、協働を推進します」という表現で妥当なのかどうかということを御検討いただきたいと思います。</p>	<p>新たにそこを明確にするためには、第5号といったものが必要ではないかという御意見であります。御指摘というふうにして、検討事項として受けとめさせていただきたいと思っております。</p> <p>第6条は、行政としては義務的にやりますと明確に規定したほうがいいという御意見だと思うのですが、第7条は、いずれかの方法でやりますということを明快に書いております。</p> <p>セットの話として議論もいただきたいし、私どもも御意見でありますので、受けとめさせていただいて、検討させていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>(第6条本文中に「参加の権利を保障し、協働を推進します。」と規定して、第7条には、「前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。」と規定している。)</p>
<p>木村 議員</p>	<p>第2号関係で、地方自治法第12条には地方税の賦課徴収並びに分担金使用料、手数料の徴収を全部含んでいるが、こちらでは分担金使用料及び手数料の徴収に関しては、十分市民の意見を聞いて決定するものであり、除外しないものとしますとなっている。地方自治法との整合性を図るといいますが、整合性がとれないような形で除外した理由は何か。行政側の論理で、税金と使用料、分担金の性格は違うという皆さんの論理はわかりました。でも、市民の皆さんは必ずしもそうはとらえない。間違いなく下げるとい話になります。ほとんど使用料はとれなくなります。私はこの部分は変えていただきたい。従前から附属機関として諮問をしているのは、今後も継続をされるでしょうが、今回はそれを広げていこう、参加と協働を推進しようという前提の中の条例提案であるから、そういう考えでこの部分を拡大していくという方向であるならば再考をお願いしたいという趣旨で申し上げました。</p>	<p>私どもは一回受けとめさせていただいて検討するという基本姿勢は変わりません。したがって、御意見ですから、私どもは受けとめさせていただきます。</p>	<p>* 実体として分担金使用料、手数料の徴収に関して、附属機関に公募委員を選任して意見を聞いてきた経過があるため、原案のままとする。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
川合議員	この主語が「市は」でいいのかということなのです。具体的に「次の各号のいずれかの方法を用います」ということを第7条はいつて、執行機関が用いるということなのです。「市は」ではないのです。「執行機関は」とするのか、その検討の余地はありましようが、ここで言っているのは、いずれかの方法を用いますというのは執行機関が用いますということで5点挙げているわけです。そういう点では、もう一度その点の検討、不都合がないのかどうか、法解釈も含めて御検討をいただけますか。	「事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います」は、附属機関の設置を保障しているのではなくて、いずれかの方法を用いると規定しているものですから、団体としての市ということで考えています。地方公共団体 法人の意思として参加と協働を進めますということを宣言するのだと。これは自治基本条例の性格だと思います。検討の経過でこういうふうになっているということです。若干、委員が御心配されているような御指摘があります。これも御指摘でございますので、 今日の段階では受けとめさせていただいて明確に整理をしたいと考えます。	* 答弁のとおり
伊藤議員	法定設置義務のある審議会と条例設置をしている検討会とかさまざまある。解説という割には、市民の方がごらんになって見にくい、理解しにくい。 第6条について例示規定をやめたらどうか。	逐条解説の第1号関係に附属機関を幾つか羅列させていただいているところがありますが、 法定の附属機関という形で分けたような表現に変えることはいいと思います。 ここに規定されていないからといって参加と協働をやらないということではありません。ここだけ例示規定をやめるということになりますと、非常に影響が大きいと思いますが、共通をして 議会の審議の中で御指摘いただいたものについて検討するという姿勢には変わりませんので、検討はさせていただきます。	* 逐条解説の表記を工夫する。 * 答弁のとおり

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>(参加と協働の方法)</p> <p>第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。</p> <p>(1) 市の附属機関への委員としての参加</p> <p>(2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加</p> <p>(3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加</p> <p>(4) パブリック・コメントへの参加</p> <p>(5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加</p> <p>2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。</p>		
三葛議員	<p>「いずれかの方法」とありますが、この解説の中にも複数の方法とあるのですが、国語辞典を引くといずれかというのはどれか一つなのですけれども、複数も含みますね。それは市民的にわかりにくいかなと思いますので少し検討いただければと思います。</p>	<p>その部分については検討させていただきたいと思います。</p>	<p>*逐条解説で工夫する。 (条文の「次の各号のいずれかの…」は、法制上の表記の仕方である。)</p>
亀倉議員	<p>第6条の「重要な」という部分の判断をだれがするかといったときに、市長だというのが答弁でした。重要な部分を最後まで市長の権限にあるのです。そこをどうボトムアップを保障するかというのが自治基本条例ではないだろうか。そのときにこの第6条と7条というのは非常に重要な条項になってくるのです。具体的な条項をもって示すことは重要だと思いますから、「重要」というものの言い方が、条文上、違うものを保障して書かないとならない。一定のルール、流動的なものがあつたとしても示されていくということが重要だと思います。今、御発言がありましたことを今後の条例審査の中で示していただければと思います。</p>	<p>考え方は検討できるのではないかと思います。例えば議会の御承認を得て複数の附属機関があります。条例上、常設の附属機関ですから継続して重要課題があると。これは議決の重みからいけば、当然、そういうふうにも考えられます。したがって、附属機関が抱えている所掌事項については一定の重要な施策事項であるという線の引き方はできるのではないかと。そういう分類をしていくことによって、具体的な事例が出てきたときにその分類に当てはめて、どのプロセスをとった方が一番市民の意見が反映できる 将来にわたっていい施策が組み立てるのかという判断をしていければいいのではないかと、一定のルールづくりは検討できると思います。</p> <p>どの程度のものができるとか。少し受けとめさせて、たたき台はつくってみたいと思います。</p>	<p>*答弁のとおり (たたき台をつくってみたい。)</p>
川合議員	<p>「市は」で主語とするのではなくて「市長は」とするのか、又は「市の実施機関は」とするのか。第7条は「市は」は法人ではなくて「市の実施機関は」とすれば、機関を指すわけですから市長も指すし、議会も指すという形になれば、この公聴会とかそういう参加も含めて、行政、市長側もやれば、議会側もやるということが明確になるのではないかなと思うのですが、この点の検討を深めてみる必要があるのではないかな。</p>	<p>例示で挙げていただいたような実施機関とするということも含めて、ここの条文のみならずほかの条文との関係も出てくると思います。そういったこともございますので、その部分について受けとめさせていただいて、検討させていただく必要があると思っております。</p>	<p>*原案のままとする。 (法人としての市の意思であり 実施機関とすると定義が必要となる。)</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
梁川議員	第3章参加と協働とあえて取り上げています。協働というのなら、参加と協働ではなくて、参加の権利をしっかりと保障し、協働推進に当たっての協働の分別というのは、私はまた次の項にくるべきだと思うのです。でないとな非常にわかりづらくなってきてしまうと考えましたので、御検討の余地があれば、全体のくくりも含めてですが、お願いしたいと思います。	章を分けることになりますと、ほかの章だとか条にもかなり影響する部分があります。それも含めた上で検討させていただくということです。	* 答弁のとおり (章又は節を分けることになると、他の章や条など、全体にわたり影響が生ずるため、現状のままとする。)

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(参加と協働における不利益取扱いの禁止)			
第8条 市民等は、参加又は協働をすること又はしないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。			
木村議員	第8条の不利益な取扱いとはと解説の中に明記されている解釈に基づけばそれこそ運用でも解釈でも、不利益な取扱いになってしまうわけです。附属機関の公募委員に応募させないということになるわけです。だから、逐条解説として不利益な取扱いの文言上の解釈をこのままでよろしいのですかと。	不利益かどうかという解釈の問題と公募条件というのは当然いろいろあるわけですから、そのところを 明確に解説の中でわかりやすい表記をすること は必要だと思います。そのような工夫をしたいと思います。	* 答弁のとおり 明確に逐条解説の中でわかりやすい表記をする。
釜我議員	参加や協働の機会を奪われるような不利益は生じませんとするならまだわかるけれども、条文ではこうしておいて、説明をこうするというのは極めて不自然、実態から離れているということだと思いますと、条例制定上、今、別の視点からお話がありましたけれども、私もこれは今すぐ削除とは言いませんけれども、ぜひこれをそういう視点からももう一度考えてみていただきたいと思います。したがって、これはペンディングということで、再度また担当の方できょう出された意見も含めて御検討いただいで、後刻またもう一度議論させていただければと思います。		* 上記と同様

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(協働のための基盤整備) 第9条 市は、協働の推進に当たり、多様で開かれた場又は機会の創設、拡大等協働のための基盤整備に努めるとともに、市民活動団体、地域コミュニティ等に対して、その自主性を尊重しつつ、公の施設の積極的な活用等必要な支援を行うものとしします。			
多良議員	逐条を見る限りでは、公の施設の積極的な活用というところに限ってしか書かれていないように読み取れますので、この指針に書かれているようなさまざまな視点というの、この第9条に盛り込んでいくことが適切ではないかと思ひます。	第9条の解説のところ、そういった具体的な内容を書き込んでいければと思ひています。	* 答弁のとおり <u>逐条解説に加える。</u>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(地域コミュニティ)			
第10条 市民等は、地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。			
片畑 議員	<p>この自治基本条例は、前文にもあるように「地域のことは市民自らが責任を持って決めていくこと」という市民自治のまちをつかっていきたい、そのための自治基本条例だと理解しています。</p> <p>この第10条の地域コミュニティをどうやって具体的に構築していくのかという、行政の介入とかではなくて、ここを丁寧に組み立てていく必要があるのではないかと。</p> <p>本当の意味での市民自治、地域のことは地域で解決する仕組みをつくるのであれば、私はいきなり個人から行政に行く、それももちろん大切ですが、まず身近なところで解決できる仕組みをこれから丁寧ににつくっていく必要があるし、それなくしては今、地域福祉の例をとりましたけれども、防災、環境保全、子育て、どの分野においても立ち行かないのではないかとと思うのです。</p> <p>私はこの条例をつくるのであれば、ぜひそのところを充実して、御提案いただきたいと思っています。</p> <p>私はむしろ一段階進化した形での市民自治を提案していく必要があるのだと思うのです。この地域コミュニティが必要だと思ふのであれば、もっとどのように取り組んでいくのかということをも明文化していただきたいと思ふます。</p>	<p>基本はそうだと思います。ただ、前文には段落を分けておりますが、団体自治の部分もありますので、この自治基本条例はすべてが市民自治、住民自治を実現するためだけに規定をしているということではありません。</p> <p>地域の方々が自発的に行動されることからまずは始まるだろうと思います。行政としてできることは自発的な行動がわき上がってくるような状況をつくり出していくこと、そういった動きが出てきたときに、行政が連携してあるいは協力をして、さらにそれが効果を上げるようなものになるようにしていくことが市政、行政に課せられた課題かなと思っております。</p> <p>委員がお挙げになった問題点というのは非常に大事なところで、私もそのことについては問題意識を強く持っております。この条文の中にうたい込んである、もしかしたら言葉がまだまだ不足しているのかもしれませんが、この第9条、第10条、前文で言っていることは、私はまさに委員が言われたような問題意識に基づいて作られていると受けとめていただければと思っております。</p> <p>条例全体のつくりとも関係することですので、ほかの問題もあわせて検討申し上げるとお答え申し上げますので、本日のところは、その御指摘を受けとめさせていただきたいと思っております。</p>	*市長答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉 議員	<p>市民がこのコミュニティの中で地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等という問題は市民の力で解決していくようなコミュニティづくりを進めることを市民の努力目標としていくというのが、とても違和感があるのです。自治基本条例をつくるというときに、従前の行政運営手法では通用しないということで、市民からのボトムアップ、市民参加によって自治を広げていこうと、構築していこうと。国分寺市は国分寺市独自のものをきちんとつくり上げていくために条例が必要なのだというのが提案の説明です。それは国分寺市がということではなく一般的な行政の従来のような独善的なやり方に対して、きちんとした公開と説明責任を果たしながら市政運営をやるというのが自治基本条例の基本にあると思うのです。ですから、そこからすると極めてこの文章は市民の努力義務となっているから、目指していこうというものはちょっと違います。地域の課題というのは何もこういうことだけではないです。そこをあえて地域福祉という大変大きな問題として提案してきているというのは、私は理解できません。地域福祉の増進あるいは子どもの健やかな成長の部分は要らないのだろうと思う。この条文のこの文章に関連しては検討する余地がある。</p>	<p>地域の課題というのは多種多様でありますので、多種多様であるからこそ、すべて地域の課題はこういったものですということを個別具体的にうたうのは難しいということから、大きな意味での地域福祉の増進という広い範囲、子どもの健やかな成長の例示をさせていただくことによってわかりやすくなるのかなということで、ここではそういう表現をさせていただいたという経過があります。</p> <p>例示列挙としてわかりやすいという部分をイメージして書かせていただいたところは確かにあります。しかし、今、御指摘等をいただきましたことをもとに、少し検討させていただきたいと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>* 「<u>地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等</u>」を削ることとし、逐条解説の表記を工夫する。</p> <p>市民等は、<u>地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等</u>地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずなのあるまちを目指し、地域コミュニティづくりに努めます。</p>
木村 議員	<p>第10条になると、「努めます」と努力目標になってしまうので、主語は「市民等」ですから、市民の方々にそう思ってもらいたいと思うのであるならば、むしろ行政がやるべきことは努力目標を文言で定めるのではなくて、第9条に書かれている仕掛けの部分で、それだったら地域コミュニティに参加してみようかと自然に思っていたくようにするのが、私は本来のあり方だと思いますし、自治基本条例のあり方でもあると思うのです。</p>	<p>この条例はいわばこれから議会で認めていただくと、市民が市民の手でみずから定めたのだという思いで書かれている条例でありまして、このように前文でうたっているように考えているのであれば、地域コミュニティについてはみんなで努力しようという趣旨で書かれている条文と受けとめていただければと思っています。決して行政から市民にこうしなさいという形で言っているという趣旨のものではないと受けとめていただきたいと思います。</p> <p>この条文について謳っていること、この文言どおりでその趣旨があらわされているかということについては、先ほど亀倉委員からの御指摘もございましたので、これもまた検討の材料にさせていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
釜我 議員	<p>亀倉委員が御指摘になったように、市民等の責任、努力義務をここにこういう形で記してしまう。なおかつ「地域福祉の増進、子どもの健やかな成長等地域の課題」と定義してしまっているのですが、私はこれは地域課題と言い切れるものではないと思います。これはむしろ国分寺市政全体の課題だと思うし、責任だと思います。主語はやはり「市は」にさせていただきたいと思います。これらの課題を住民に押しつけることによって市が免責されるのではないかという勘繰りさえも出てきかねませんから、そうではないわけですから。そのようにきちんと主語を明確にすることも含めまして、ぜひとも再検討をお願いしたい</p>		<p><u>*前記のとおり修正する。</u></p>
梁川 議員	<p>第10条は「市民等は」という主語になっています。市の役割が書かれていないのです。例えば、市民が自主的かつ主体的に行う地域コミュニティ活動を尊重しなければならないとか、尊重することに努めるものとするとか、主語の問題、市の責務はどうするのということが第9条との兼ね合いを見まして何かはっきりしない。もう一度、第9条、第10条を含めまして再考をお願いしたい。</p>		<p><u>*前記のとおり修正する。</u></p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>第2節 住民投票 (住民投票)</p> <p>第11条 市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定めます。</p>			
<p>三葛・木村議員</p>	<p>この制度そのものを法的拘束もしくは尊重義務を課すということになると、間接民主制というものを憲法は認めて、地方自治法が認めていることに対して、かなり大きな制約を課すこととなります。</p> <p>重要事項というのは、どなたが御判断されるのでしょうか。市長というのが主語ですから、市長だと思うのです。これは重要だからといって、いわゆる直接民主主義に傾くような形で議会を拘束するのは、私は違うのかなと思っております。</p>	<p>全体について、この第11条は住民投票ができる根拠規定で、個別の条例を定めなければ住民投票はできないと。この条例の提案権も市長であるということが明確であります。したがって、重要事項であるということの判断は市長がされて、住民投票の個別の条例を出す、そこに議会の議決権、自立権に基づく判断がある。条例が成立すれば実施ということになりますけれども、その結果については市長が尊重すると。これは先ほど担当が説明したように 議会の議決権の自立権ということを尊重した条文と私どもは提案をしているということでございます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>
<p>やなぎ議員</p>	<p>ある問題については大切な問題だと市民は考えるので、ぜひこれを住民投票で市民に意見を聞いてほしいということの請求権というか、そういったことを私は当然ここでも規定を定めることはより望ましいのではないかと思います。</p>	<p>制度的には、地方自治法に基づいて条例の制定権というのは住民にもあると。ただ、手続きは自治法に定められていて、有権者の50分の1という道は当然保障されているわけです。その条件を緩和して、市長に条例の発議の請求権といえますか、多分、そういう御提案だと思うのです。その辺については、地方自治法との関係と、実務的にそういう手続きをやったときに、お一人でもそういう提案があればできるのかとかといったところまで十分慎重に検討しないといけない内容だと思います。そういう意味では御提案がありましたので、これは受けとめさせていただいて検討はさせていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>
<p>亀倉議員</p>	<p>こういう問題に対して、市民が直接的に何らかの形でボトムアップの参加システムを保障していくのが自治基本条例の根幹に触れることではありませんかということを申し上げました。そこで今回、この住民投票の請求権です。これは請求権を市民が持つということで、けさほどの第6条の問題に絡めて言えば、そこで市民の参加システムがつくられていくのではないかと考えるのです。</p>	<p>制度的には、地方自治法に基づいて条例の制定権というのは住民にもあると。ただ、手続きは自治法に定められていて、有権者の50分の1という道は当然保障されているわけです。その条件を緩和して、市長に条例の発議の請求権といえますか、多分、そういう御提案だと思うのです。その辺については、地方自治法との関係と、実務的にそういう手続きをやったときに、お一人でもそういう提案があればできるのかとかといったところまで十分慎重に検討しないといけない内容だと思います。そういう意味では御提案がありましたので、これは受けとめさせていただいて検討はさせていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
川合議員	市民が、何十分の一かということは定めて当然なのだろうと思うのですが、市民の請求権ということを決めておく必要がある。そうしないと市長の判断でこの条項を使うか、使わないかということだけが市長にだけゆだねられるということになるので、求めているわけでありまして。したがって、条例まではいかないけれども、第11条を使ってくれという請求権、そういうことをぜひ検討いただきたい	御意見は検討させていただきますけれども、条例の性格上、地方自治法の規定等を超えられないという制約はあります。それから、今の御紹介があった請願とか陳情とかのお話がありましたけれども、請願の一般法として請願法というのがあります。これは一個人でも市長に直接請願を求めるといってもあるのです。そういったものを総合的に少し検討をさせていただかないと結論が出ない問題だと思うのです。ですから、法律の枠は超えられないけれども、実態としてどこまでができるかということで、検討はさせていただきます。	*答弁のとおり
木村議員	この自治基本条例においてより明文化をして、従前で言うところの要望書の位置づけも明確になるわけですし、私は今の川合委員、亀倉委員の御意見はもっともだと思いますし、ある意味で議会同様、そういう条例等に基づいた窓口が開かれているのではないかと、それぞれ自治基本条例の基本の一つになり得るのではないのでしょうか。		

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>第3節 自治推進市民委員会 (自治推進市民委員会の設置及び組織)</p> <p>第12条 この条例による自治の推進を図るため、市長の附属機関として国分寺市自治推進市民委員会(以下この条及び次条において「委員会」といいます。)を置きます。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例の運用、改正等に関する事項について審議し、答申するほか、市長に対し建議することができます。</p> <p>3 市長は、委員会の答申及び建議を尊重しなければなりません。</p> <p>4 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者から市長が委嘱します。</p> <p>(1) 公募により選出された市民 4人以内</p> <p>(2) 市内の公共的団体の代表者 4人以内</p> <p>(3) 識見を有する者 2人以内</p> <p>5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げません。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。</p> <p>6 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めます。</p> <p>7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理します。</p> <p>8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。</p> <p>(委員会の会議等)</p> <p>第13条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となります。</p> <p>2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができません。</p> <p>3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによります。</p> <p>4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができます。</p> <p>5 委員会の会議は、公開します。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成11年条例第26号)第5条(会議の公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができます。</p> <p>6 委員会の庶務は、政策部政策経営課において処理します。</p>		

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉議員	<p>市長の設置する諮問機関によって議会がその諮問の対象になるということが、私は議会に対しての行政執行機関と議会の関係からすると大きな問題ではないかという認識を持っています。市長が設置する附属機関であっても、例えばここで示されているように情報公開・個人情報保護審査会。これも議会がその審査の対象にはなっておりますが、そういう制度の矛盾をどう補完してきたかという、これらの委員の選任において議会の同意を求めてきたという経過があります。その点に関しては、この条例の中にはそういう考え方を含むことに改定する余地があると理解しているのですか。</p> <p>この間、国分寺市議会と行政との議論の積み重ねの中で、そういう問題に関連して法律上、議会は諮問機関を設置することも附属機関を設置することもできませんので、そこを補完するためにどういう知恵を絞り合ってきたかというのが先ほどの話です。建議が勧告権だけの問題ではないと思うのです。法律制度上の本質的な矛盾に対して、それをどう補完していくかという議論の中で、私たちは議会の同意という確認をし合って今日まで来ています。自治基本条例という性格からすると、議会に対しても議会のあるべき姿みたいなどころにまで触れられてくる。そのときに市長が建議であれ何であれ、議会に対してもの申すことができるようにつくった設置機関でしょう。住民が市長に対して建議できるわけでしょう。そもそも制度上の問題として大きな矛盾を一方ではある中で、あえてその矛盾があるのはわかっている、なおこういう形にする必要は何もないではないかと私は思うのです。</p> <p>本条例の中には議会が含まれていませんので、これに対しては矛盾はないと思うのです。議会が含まれてきたときには、一定程度制度上の矛盾があるものをそのまま残すというのはいかなものか。だから、勧告権があるなしではなくて、市長自体にそこに及ぶということに問題はないのかということです。</p>	<p>従来 附属機関で議会の選任に当たっての同意をいただいている附属機関は今現在で5つございます。いずれもこの附属機関につきましては、市長に対する建議だけではなくて、勧告権まで与えています。そういったことからすれば、即そのことをもって委員の選任について議会と同意の人事ということにはならないと考えております。</p> <p>そもそも勧告権を入れる際にいろいろ議論をいただいたところだと思います。その際に、勧告というものは法的な拘束力は基本的にはない。しかし答申、建議とは異なり、それを受けた市長側に強力な圧力を加えるものであるから、執行権限を有しない附属機関としては、そういった勧告権については法律に定めがある場合など特段の合理的な理由がある場合を除いて、これを基本的には与えるものではないという見解をその当時 私どもの方からお示しを差し上げた経過があると思います。</p> <p>議会の条項が入った場合に 条例の運用について建議が出るということを御想定されての御質問だということで、そういった場合については、確固たる理由づけはこの解説の中でも具体的にはうたい込んでいないのですが、あくまでも市長がそれを受けとめて、議会の方へお願いを差し上げるというレベルで考えてこういった条例案とさせていただきます。</p>	<p>* 基本は答弁のとおり</p> <p>* 第12条及び第13条については、各議員から意見が表明された。 最終的に議会条項をこの条例に加える方向での前提で議論がされ、当該附属機関に、市長が議会に係る事項についても諮問し、審議の結果（答申・建議）を市長が尊重することになっているといったことから、総体的にはこの附属機関を設けるべきではないとする意見である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>当該規定を削る修正をする。</p> <p>OR</p> <p>委員の選任を議会同意とする修正をする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>当該規定を削る修正をする。</p> <p>* 自治の推進が図られていること、この条例が確実に運用されていることについて、毎年度市民等の意見を聞く機会を設け、意見を求め、PDCAのサイクルを確立していく。</p> </div>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
星議員	<p>第12条に限らず、この中に脈々と流れている精神というのは強い分権なのだろうと私は認識しております。権力をどう位置づけるかということに尽きるわけですが、できるだけ権力は分散する必要があるのではないかと。特定のものに集中させる必要はないと思います。この自治推進市民委員会は第4項によると公募、公共的団体、識見を有する者からそれぞれ選ぶというふうに規定をされていますが、この部分は結果的にはすべて市長の権限によってやられるということは否定できません。だから、この委員の選任に当たって、議会の同意を必要としないかということをお先ほど問題にされましたが、問題は勧告権の問題ではないのだろうと思います。議会の部分をこの自治基本条例の中にどう位置づけるのかと。この問題も密接不可分に関係してくるのではないかと。私はこの委員の選任に当たっては、今まで申し上げたような観点からすれば、やはり議会の同意を人選の前提とすべきだと思います。私はこの自治基本条例にあっては、建議は認めないという立場ならば、議会の同意人事にしなくてもいいのではないかと認識を持っています。私はこの部分については、市長の憲法論が大きく左右していますから、意外と簡単に従来の市長の附属機関のように、あらゆる権限を与えていくということは必ずしも好ましいことではないのではないかと。自治を推進するためにはこの委員会は要らない。もっと別途のいい方法があるのではないのでしょうか。</p>	<p>従前の経過からすれば、勧告権を持ったところの附属機関が議会同意人事であるということの経過を踏まえると、現段階では、まして議会の部分について現在入っておりませんので、現状の条例案としてはこういう考え方であるということです。</p>	<p>*基本は答弁のとおり</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
川合議員	<p>自治推進市民委員会を置く目的を明らかにしてください。 この条例が実効性あるものになるための監視機関というふうに言えるのでしょうか。 何ゆえにこういう自治推進市民委員会が必要なのかという意味合いがいまひとつわからないのです。 できるだけ市民の意思ある方、公募にしよう、そういう組織化にしようということになれば、公共団体の代表を4人半分そこへ入れるという従来のありよう。ことは矛盾してくるのではないのでしょうか。この公共の団体の代表というのは要らないのです。すべて市民にしたらいいのです。 この想定される団体はほかの条例の中でも団体選出ということで幾つかの条例が要請をしているところです。市民の目線からチェックをしていくということになれば、従来のそういう団体にこだわる必要はないと思います。 この項に関しては具体的につくりになっています。別に定めるといって別途の議論をしているのではないかと思います。「別途条例で定める」で一向に構わないと私は思います。 この自治推進市民委員会が任務として改正まで触れています。この自治基本条例を最高規範だと位置づけているわけですが、その改正についてこの一委員会の任務にするところについては、この自治基本条例の本旨から見て私は行き過ぎだろうと思う。</p> <p>この条例は5年先、あるいは10年、20年先の我々ではない方々の運用にも当然なっていくというのが前提です。この条例を作成するに当たって、意を用いたようなオープンな場での改正論議ができるような条立法が必要であろうと思います。 第6条があるからという説明になるならば、あえて改正の任務づけをここに与えることはないと思います。</p>	<p>自治の推進に関してこの条例の運用が的確にされているかどうかを市民の手でチェックをしていきたい。市から全く独立した第三者的な立場といった趣旨の機関として設置をしていきたいという経過があります。地方自治法の中の制度としては、第138条の4に定められている附属機関で置く以外の方法がありません。 議会の方でチェックをかけていただくと、制度上当然のことで、この委員会が100%チェックをするということにはならないと思います。 自治基本条例そのものが制定される運動のきっかけとなったのは、行政も議会も様々な理由によって環境、時代の変化によって組織も機能も肥大化して、住民の目線から離れたところで物事が動いているのではないか。それを住民自治という原点に戻そうではないか、そのルールづくりが自治基本条例であり、委任されている仕事は市民の目線から様々なチェックをしていく、日常の業務を含めて市民の目線で物事を見ていくルールが自治基本条例の前提、運動の原点だと思います。 公共の団体という定義は、この自治基本条例の中でも市民の定義に入ります。団体として活動しているのも、市民の立場で一つの団体を形成しながら公共的な、公益的な活動をしているということですから、自治を推進するための役割を担っている活動団体だということです。同じように意見をいただくというのは当然だと思います。一定の人数を制限しなければならないという附属機関は限界であります。 国分寺市の附属機関の設置条例の定め方の標準的な形ということでこういうふうに定めさせていただいたというのが結論です。 あくまでも答申あるいは建議をしていただくというレベルですので、最終的な意思決定をするのは当然市長であって、その条例改正の議案を提案して議論をいただくのは議会ということですので、そういった意味からすると何ら不都合はないのではないかと考えております。 改正に当たってその前段での市民参加については、第6条の中に市政の基本的な政策に関する条例の制定、改廃については市民参加をしていくということが明確にうたわれておりますので、広く市民参加をいただいて、御意見をいただくという過程は踏んでいきたい。</p>	*基本は答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
釜我議員	<p>資料3の中で、議会のあり方については諮問するのは無理だろうというお話が出ております。この議会のあり方とは、具体的にはどのようなものか。</p> <p>議会は強大な行政の執行権について厳しくチェックをするという役割を置いている。そのチェックをする議会に対して、市民の、住民の意思だという形でこのルールどおりにいけば、この条例を利用して議会を厳しく牽制する、圧力を加える、みずからのやりいれようにやる、その条件整備をこの自治推進市民委員会を作ってやるということが可能になるという条例になっている。私たち議会はみずからの公約を選挙で述べ、市民の皆さんの信託を得て議会の場で4年間という期間を全市民の代表として働きます。その中には市長に対する厳しいチェック機能も入っている。その議会に対して市長みずからが選任した附属機関のメンバーをもって、議会に対してさまざまな形で牽制や圧力を加えるということが可能になるルールづくりというものが本当に住民自治になるのか、私は逆だと思う。ただでさえ強大な市長の権限がこれによってより補強される、この部分についてはそういうことに道を開く条例であると言わざるを得ない。極めて危険な内容である。市長という職はこの条例を用いて、みずからの有利なメンバーをこの会に送り込み、みずからに有利な建議なり意思決定をさせて議会に圧力をかける、これが市民の意思なのだというのも可能になってくる。どんな形で運用されても間違いがない、そういうものに条例はしておくべきだ、権力者が恣意的に用いることが可能なような条例は決してつくるべきではない、そういう条例は決してつくるべきではないと私は考えます。</p> <p>条文がすべて終わった段階で、市側からまとまった考えが全体的に出されてくる。その中で答えを出していくということだろうと理解いたします。</p>	<p>例えば、地方自治法に規定されている議会の条項であるとか、議会の中で決められた議会運営規則だとかそういったものに関しては議会自身のことであるということ考えています。</p> <p>提案に当たって我々の考え方というのは、前段に申し上げたような市民自治を推進するために必要なチェックをとということを主眼にこの仕組みを考えてきたということです。もちろんこの附属機関が検討していただく範囲は諮問の形をとりますが、この諮問の範囲は当然、条例でありますから、議会の皆さんの全体の合意があって初めてその諮問の範囲が決まってくる。そこを議会と提案側の合意点が見つけられなければ、当然、このルールはできないわけであります。そういう意味では、この自治基本条例全体の規定との関係でこの諮問の範囲が当然決まってくる。そこが議会と共有できるかどうかという問題でありますので、根本的な御指摘をいただきました。これについては私どもはきちんと受けとめて、これは検討すべき中身だと考えております。</p>	*基本は答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
伊藤議員	<p>直接民主主義と間接民主主義というあり方が崩壊するようなあり方を是認するわけにはいかない。2名の参考人は賛意を積極的に示すようなものではなくて、お一方はローマの枢密院をつくるのかと、どうせ置くなら議院に置くべきだ、議院の調査権のために置くべきだと。私たちは行政をチェックする及び市民の代表として選ばれてきているこの議院との関係、そして行政と議院がそれぞれ持っている提案権と調査権に関して、ここはどのような機能を有するのか、優先順位はどちらにあるのか。議院の声を聞く気がないということに今の行政は問題点があるのではないですか。会派は別ですが、自民党所属の議員ですが、自民党のこの右から共産党の議員まで全部同じことを言っています。</p>	<p>議論の経過は素案をつくって議院に議論をいただいて、会派別な対応をさせていただきましたが、明確にこの部分を御指摘をいただいたのは、私は記憶では1会派だと思っています。議院の御意向は我々は聞かないという態度は持ち合わせておりません。条文が最後までいった段階で一定の整理をして、整理の仕方というのは、自治基本条例の制定推進本部で一定の整理をしなければいけません。そこで一定の整理をした上で考え方を示すと申し上げてきましたので、意見を聞かないというふうに私どもは言った記憶はありません。</p>	<p>*基本は答弁のとおり</p>
梁川議員	<p>今まで何人かの方が意見を述べられてきて、私も同様な意見もあります。具体的な諮問についてはどのように考えているのか。そうすると具体的にいつか、ということまで想定されていますか。私は第12条そのものが先ほどからの議院との関係も含めて、これは必要ないのではないかという意見を持っています。第12条そのものが先ほどからの議院との関係も含めて、これは必要ないのではないかという意見としては持ち合わせています。</p> <p>「公共的団体の代表者4人以内」と書いてあります。その協働を進める相手方が、例えば行政側が補助金を出資している団体の関係性についてはどのような整理をして、この公共的団体の代表者と明記されているのか。</p> <p>市長の諮問機関として置くならば、それぞれの個別条例のもとに置く、その進捗状況、評価をしていくということが可能であると思う。この全体的な自治推進市民委員会というのは、極論を言えば必要ないのではないか。</p>	<p>現状考えているのは包括的な諮問をすることになると思います。当初はあくまでもこの条例の運用が図られているかどうかという総合的な諮問をするということになると思います。</p> <p>条例が制定されて施行後、どういった課題が出てくるかにもかなりよると思います。現時点で想定ができる範囲とすれば、市民参加が行われているかとか、あるいは情報の共有が的確になされているかといったようなことが考えられます。</p> <p>公共的団体という定義の中に補助金を受けているか受けていないかという視点は、この委員会に関しては検討していない、そういう視点はないと。広く自治の担い手であり、従来から活動している団体、当然これは団体の協働といったことを視点を置いていますから、そういう意味では、補助金の部分について必要要件とかそういうものにしていないという考え方です。</p> <p>是非論をめぐっての御意見と受けとめさせていただいて、全体として御指摘をいただいた部分を整理をして、一定の答えを出したいと思います。</p>	<p>*P24のとおり修正する。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
三葛議員	<p>基本的にまずこの第12条全体は私もかなり問題がある条文だと考えておりますが、まずこの改正について自治推進市民委員にかなり大きな権限を与えることになろうと思います。この自治推進市民委員の発議がないと改正ができないのではないかとこれを読んだ市民は思ってしまう。</p> <p>自治推進市民委員会を特権化、万能化してはならないということはどういうふうにこの制度の中で押さえていくのが必要だ。</p> <p>自治推進市民委員会委員15人以内となっていて、これを10人に減らし、ここに公共的団体の代表者を入れた経緯について説明を。</p> <p>第12条第4項第1号、公募により選出された市民はどのように選ぶのか、その選定過程、今のところどのようにお考えなのか。</p> <p>自治推進市民委員会の委員が第12条第5項でもって再任を妨げないとなっています。1回選ばれることがずっと選ばれること的前提になる、もしくはそれが権力を持ち得るといふこと、この再任を妨げないということは一つ大きな問題ではないか。</p> <p>まずは徹底した情報公開や情報の提供、行政の自立的な運用、議会による監視を通して制度の実効性を保つこととしながら、実施状況を見て、次回の改正で入れるかどうかを検討するとかという形で考えていく方法もあるかと思えます。</p>	<p>この委員会がなければ改正の発議ができないということにはならないと考えています。</p> <p>一般的な附属機関の運営の方法として10人程度がほぼ妥当なのではないか。ということの意見の中からこういったことにさせていただいたというのが一つ。公共的団体を入れた理由というのは、従来から公益的な活動を実践してきている団体というのは、やはり自治基本条例の性格上、特に市民との協働を実際にも実践されてきた団体等であり、その実績を踏まえて御意見をいただく必要があるだろうということから入れさせていただきました。</p> <p>応募者から基本的には応募動機等の論文をいただきまして、それを客観的な判定基準に基づいて審査をして、決定していくということを考えております。</p> <p>この条例のつくりとしては、他の附属機関の条例と基本的には全く同じつくりです、従前の例に倣ったということです。今回委員から新たな問題提起ということもありましたので、もう少し調査あるいは検討させていただきたいと思えます。</p> <p>こういった附属機関をつくる意味合いについては、少なくとも自治基本条例に盛られていることが具体的に市長部局できちんで行われているのかということをも市民の目線でチェックをしたいというのがもともとの原点なのです。議会との権能との関係、この附属機関が条例に位置づけられている運用上の課題といったものがあります。全体の附属機関の是非についての御意見をかなりいただいておりますので、まずそこをきちんと議論して、その上で中身について必要があれば検討をして結論を出す、そんなような考え方で今後検討を進めてまいりたいと思えます。</p>	<p><u>*P24のとおり修正する。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
木村議員	<p>第12条は要らないと思っております。10人という人数も個別条例的な、個別施策的な部分の審議会でも10名以上のメンバーを擁して審議をしているものも幾つかあるわけです。憲法という位置づけを付与するこの自治基本条例でありながら10名ということ自体、私はどうなのか。先ほど課長の御答弁で9,500円の報酬が生じるから10名だと、これはあまりにも本末転倒です。</p> <p>市民の参加と協働をうたいながら、この条例の趣旨に矛盾するような形で、行政が選考して応募しているのに切るのですか。選ぶ基準は行政の皆さんが選考基準をもって判断するわけで、それは矛盾していませんか。</p> <p>附属機関だと無理があるのです。審議会として設置をしておかなければいけない客観的かつ説得性のある理由はありますか。</p> <p>地方自治法上の規定からすると附属機関でなければまずいというのはどういうことなのでしょう。</p> <p>この条文を置くことによる我々議会の権能、我々に本来属すべきところが行政側に侵害されるという危険性も私も十分に感じます。そういう弊害も含めて考えれば、先ほど来の御答弁で御検討される旨の御発言はあるのですが、これはなくすということもその検討の中に含まれているという確認でよろしいですか。</p>	<p>それが主たる理由ということと言ったつもりはありません。主たる目的は会議の運営の標準的なあり方として10人程度が妥当ではないのかということです。それと当該委員会に関しては、市民との協働、参加、情報の共有といった地方自治法に規定がない新しい分野であり、専門的な知識を有される方も含めて、人数的にはこのぐらいで当初やっていきたいということでの考え方があります。</p> <p>これは附属機関という性格上、いたし方ないということだと思います。別に市民の参加の権利をここで奪ってしまうということではないと思います。あくまでも制度上、附属機関で数限りない人数を委員として選任するということは当然あり得ませんので、参加の権利は保障して、公募に応じていただいていることですので、それは矛盾をしていないと考えます。</p> <p>この委員会が担う設置の目的から 附属機関で設置をせざるを得ないと、地方自治法上の仕組みからすればそういうことになります。</p> <p>この委員会の設置目的と任務等に関して言えば、条例設置の附属機関でないと設置ができないという説明をしてきたつもりです。</p> <p>様々な意見を聞く機会があるので、附属機関は必要ないのではないかと御指摘でありますからそれは受けとめますが、提案をしている趣旨は何度かお話ししているように、市民の目線のチェック機関を常設を条例できちんと位置づけることだと。そこを条例で規定したいというのが附属機関を設置する意味合いだということです。第12条は要らないのではないかと御指摘をされました。附属機関の是非を含めてまず検討をする。その上で必要があれば中身について検討するという手順で検討はしてまいりたいと思います。</p>	<p><u>*P24のとおり修正する。</u></p>
井沢議員	<p>この第12条に附属機関というのは定めるべきではないと思います。それにかわるものとして議会であり、行政であり、自治基本条例という国分寺市における市長が言われる憲法に相当する最高規範を推進していくという使命は我々にはあるわけですから、そういう意味であえて第12条に附属機関を設けて、そういう附属機関の推進を得る必要はないのではないかと思っております。</p>	<p>特に反論はありません。受けとめさせていただいて、今後、一定の結論を出していきたいと思っております。</p>	<p><u>*P24のとおり修正する。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
片畑 議員	市民が市民の目線で自治の推進をチェックするということは非常に必要なことだと思っています。どのようにして市民がこの自治の推進をチェックしていくか、それを改めて考えていただきたいと思います。それにこの自治の視点を加えて、市民からチェックしていただくような仕組みをつくっていただきたいと思うのです。その掘り起こしも含めてボトムアップ式の市民のチェックの仕組みをこの第12条、13条の検討にあわせて御提案いただきたいと思います。	御指摘の部分については、各それぞれの条文にぶら下がるいろいろな制度がありますから、これを充実させなければいけないということは、この条例の制定後、取り組むということになります。なぜかといいますと、条例だけではなくて現在の基本構想がまさにこの理念に一致するところありますので、 各事業について市民参加、情報の共有といった仕組みができていますか。これは当然やらなければいけないことだと思います。これは検討していく、あるいは実施をしていく中身だと考えています。	*答弁のとおり

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>第4章 情報の共有等 (情報の共有)</p> <p>第14条 市は、参加及び協働を推進するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。</p>	<p>国分寺市の持つ情報公開条例前文にうたわれている内容と後退している。これが最高規範なのでしょう。それが個別条例の前文に掲げた内容より後退するはずがない。</p> <p>第14条というのは最初に来る条文ではないです。第14条が冒頭に来ること自体がおかしい。むしろ条文の順序として第15, 16の方が先に来る条文ではないでしょうか。総合的に位置づけられたのが自治基本条例になるはず。大事な条文の部分に関しては順番も大事だと思います。これが自治の最高規範である条例だと位置づけた以上は、既に国分寺市が保有している個別条例を下回るものであってはならないだろうし、その順序にはそういう位置づけも明確にしておくべきだと思うのです。御説明のようなものであるならば、まさしくこれは市民参加条例であると思います。</p> <p>行政の持つ情報は市民の情報であるということが国分寺市の情報公開条例の基本です。この自治を進めていくにもなお大事なことだと、落としてはならない視点だと思います。その部分があって初めて自治というものの基本、根本的なところの話ですから、共有の以前の問題です。情報は市民のものだという基本的な考え方が貫かれたのは国分寺市の情報公開条例の中にあると思います。</p>	<p>情報公開条例の前文を受けた形で第14条, 15条, 16条, 17条も含めて規定をしてきているということです。</p> <p>条例の順序は非常に大切ものだ。この条例に関していえば基本理念をもとにこういった情報の共有が必要だということから第14条をまず一番最初に定めさせていただいたということです。</p> <p>共通のルールを定めて、市民自治を推進するという基本的なところの考え方、理念については全体の条文の中に基本として流れているのだらうと思います。その中で特に、参加と協働と情報の共有というところについて強調したような規定でありますので、これは国分寺市の自治基本条例の特徴だらうと従来も申し上げてまいりました。今回御提案している第14条は、行政が持っている情報等について、これは議会と行政側が情報を握っているだけではなくて、その情報が主体である市民と同じような情報が前提としてないといけない。情報を共有するという上位概念があって初めて具体的な説明責任でありますとか、そういったものが出てくるという条例のつくりになっている。</p> <p>御指摘の条文を反対にしたらどういったつくりになるのか、個別の条例で、前文で理念を述べられていますからその整合性がとれるのかどうか。これは作業をして条文を入れかえたときにどんなつくりになるのかというのを少し検討してみないとなかなか即答はできません。御指摘は受けとめさせていただきたいと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>* 第4章の情報の共有等の条文の順番について、意見の趣旨は、情報公開を総合的に推進することが前提で、その結果として情報の共有が図られるということから、条の順番を第15条、第16条、第14条に入れ替える。</p> <p>原案の「第15条」を「第14条」に、「第16条」を「第15条」に、「第14条」を「第16条」に修正する。</p>
<p>亀倉議員</p>			

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
梁川 議員	<p>第14条は「市」が主語になっています。第15条になると「市民等は」というのと、第2項は「市は」となっているのですが、まずは情報公開をする、当たり前のことです。その次に説明責任が入りというところで改めて情報の共有化と筋立てとしては持つていくべきではないかと思っています。</p> <p>参加及び協働を推進するため、非常に狭いカテゴリーになっているのです。第14条は第3条をしっかり受けるという意味では、自治の理念を実現するためだろうと思うのです。「参加及び協働を推進する」という言葉に対しては、もう少し大きなくりの中で「自治の理念の遂行、実現」という言葉に変えていただきたい。</p>	<p>そういった視点から総合的にここの部分も見直しについて改めて検討させていただきたいと思います。</p>	<p>*P32のとおり修正する。</p> <p>*「<u>参加及び協働を推進するため</u>」を「<u>市民自治の理念を実現するため</u>」に修正する。</p> <p>市は、<u>市民自治の理念を実現するため</u>、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。</p>
川合 議員	<p>この「公表し」というのは意味合いが狭いのではないかと思っています。情報を提供するとともに説明をするというこのところに踏み出していく必要がある。「公表し」ではなく、「提供するとともに説明し」にし、逐条解説加えていただきたい。</p> <p>「参加及び協働を推進するため」というところが指摘されておりました。これだと狭くなるのです。参加と協働を推進するためにこうやりますということではなくて、市役所の仕事についてわかりやすい説明をするということで情報の共有を図っていきますという趣旨に工夫、改善していく必要がある。補足説明しなくてもわかるように条文を変えたいかがでしょうか。</p>	<p>委員がおっしゃられたような意味合いで、ここの条文は定めています。説明責任の部分については、別に条を設けて、第16条として定めたということです。公表する場合についてはただ単に公表すればいいということではあり得ない、そこには附属の説明が当然必要だということは十分理解をしているところです。</p> <p>梁川委員の意見と同様に検討します。</p>	<p>* 答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を修正していく。</u></p> <p>* <u>前記のとおり修正する。</u></p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>(情報公開)</p> <p>第15条 市民等は、市が保有する情報の公開を求める権利を有します。</p> <p>2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報公開を総合的に推進しなければなりません。</p>		
<p>亀倉 議員</p>	<p>公文書に関連しては、情報公開条例の請求権を使って請求できます。しかし、ここで「公開を求める権利を有します」と書いてあります。そうすると公文書以外の情報を求める権利を有したら求め方が出ていないとまずいです。公開請求権。そうするとこれはどこか別につくるのですか。</p> <p>情報公開条例の第16条がありますが、この中に「市長は、第2章に定める公文書の公開のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう」、ここに努力する規定があるのです。これは権利ではなく市の努力規定なのです。この条文は「市が保有する情報」を「求める権利」となっていますから、権利をここに書かなければ、それに対する請求権をきちんと明記しないとそうならない。そこは整理する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>少なくともそれ以外に役所が保有している情報というのは、基本的にその範囲がないのだと思うのです。情報公開条例をつくったときに、先ほど言ったように公文書も会議もそれ以外のジャンルがあるかどうかは別にしてもすべて公開が前提だというルールになっているわけです。公文書について一定のルールがあります。自治基本条例ができれば、そういった公開のルールづくりはやらなければいけないと思っています。この自治基本条例ができれば、そういった会議あるいはそれ以外にワークショップも一つのジャンルに入るのでしょいか、それぞれの分野についてルールづくりをこの条例に基づいてやっていかなければいけないという一つの分野だと思います。</p> <p>確かに情報公開条例の第16条は権利の保障ではなくて努力義務だという規定であります。今、改めて確認をさせていただきました。そうすると今、御提案をしている第15条の「権利を有する」範囲と手続きがどこにどういう範囲なのかということが議論になります。御指摘をいただきましたので、改めてこれについては内部でも確認をして、整理をしてみたいと思います。</p>	<p>*情報公開条例第16条の規定との整合を図る必要があることから、第1項中「情報」を「公文書」に改め、第2項中「情報公開」を「市が保有する公文書その他の情報の公開」に修正する。</p> <p>市民等は、市が保有する公文書の公開を求める権利を有します。</p> <p>2 市は、前項の権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、市が保有する公文書その他の情報の公開を総合的に推進しなければなりません。</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(説明責任)			
第16条 市は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その内容を市民等にわかりやすく説明する責任があります。			
釜我議員	<p>政策の立案とあります。次が実施及び評価。説明のところには立案から決定とあります。どういう決定、経過であったかというこの決定の経過はすごく大事だと思うのです。この決定というのは説明にはあって、本文には抜かれている理由は何か。立案の中に決定は含まれますか。私は含まれないと思います。決定というのは最終的な意思判断ですから、用語の使い方として基本的に間違っていると私は思います。その点適切のように内部で十分御検討ください。お願いしておきます。</p>	<p>同様の質問があつてそのときにお答えしたのは、決定も政策の立案の過程の一つだというふうにとそのときにお答えをしているかと思ひます。 検討する。</p>	<p>* 逐条解説の趣旨の部分を修正する。 (趣旨の中で、立案から決定と書かれているのは、解説に記されているとおり 政策の決定後ではなく立案の段階からという意味であり、決定以前に説明をするということである。)</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(個人情報の保護)			
第17条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、保管及び利用について、必要な措置を講じなければなりません。			
2 市民は、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び利用中止を求める権利を有します。			
3 市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければなりません。			
亀倉議員	<p>2項にしる3項にしる国分寺市の個人情報保護条例があります。そこに詳細をゆだねるという条文になぜしておかないのか。今ある個人情報保護条例を上回ることが書いてあるならまだしも、全く同質のものだから、そういう条文の構成になぜしないのか。情報公開のところでも何点か意見を言わせていただきました。検討する旨の答弁があります。前項第15条とか14条との関連の中で第17条をこういうふうに記載したということですので、あわせて調整、修正する必要があると思うのです。そういう意味で第17条もその対象にぜひしていただきたい。</p>	<p>今回、市民の知る権利を保障している規定もございます。そういったところから密接な関係にあるということで、特に個人情報の保護についてはあえて規定をする必要があるだろうと。 第14条以降のところを検討すると答弁申し上げておりますので、この第17条も含めた形で検討の対象にさせていただくということです。</p>	<p>* 本来のとおりとする。 (個人情報保護に関する規定は、既存の条例の体系の頂点に位置する条例である自治基本条例にその根拠を置くという趣旨で、個人情報保護条例と同様の規定をした。)</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
第5章 執行機関の役割と責務 (市長の責務) 第18条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。 2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。			

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(市長等の就任時の宣誓) 第19条 市長は、就任に当たっては、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例の基本理念の実現と地方主権の確立のため、公正かつ誠実に職務を執行することを市民に宣誓しなければなりません。 2 前項の規定は、副市長及び教育長の就任について準用します。			
星議員	本多図書館の分館を作るということに急遽になったわけです。それは事情で言うと市長の総合調整権だということになりましたが、教育委員会は何ら答えをお出しになりませんでした。そういう場合は、市長の総合調整権は及ばないのでしょうか。総合調整権を使うに当たって、教育委員会が結論が出なくても市長は結論を出しております。どこまで市長の総合調整権は及ぶのか。	私どもとしてもこの条文に関連して、そのことについて十分に検討してきたわけではありませんので、お答えは若干保留させていただいて、答弁を検討させていただきたいと思っております。	*答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(行政委員会の役割と責務)			
第20条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。			
2 市長は、教育委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。			
梁川議員	<p>第2項の主語が「市長は」です。教育委員、監査委員などの選任に当たっては、基本理念に基づき、「選任に当たっては」なのです。努めなければならないと。だとしたら、これはあくまでも市長の責務であって、行政委員会の役割と責務ではないのではないかと私は考えるのですが。</p> <p>「市長は」という主語ですから、市長の責務にそこのところは入れてください。タイトル、行政委員会の役割と責務ということでは、私は違うと思います。そこを御検討いただけますでしょうか。</p>	<p>これは確かに見出しと条文が多少合っていないという御指摘なのだろうと思います。少なくとも第1項のところが中心的なところであって、行政委員会そのものはこういった形で運営されなければならないということが大前提ですから、第20条のこの条の中に入れ込むことは妥当であるということで判断しました。</p> <p>別の条に入れるとかそういったところも含めてこの第2項の置き場所についての検討をさせていただきます。</p>	<p>*見出しを(行政委員会の責務と委員の選任)に修正する。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(教育委員会の役割と責務)			
第21条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実を図るとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。			
片畑議員	<p>行政課題を解決するために市民参加、市民自治の理念、あるいは協働で課題を解決していく。あえて設けた第21条の中には、なかなか解決策というのが、この条例の大きな理念につながるものが、私はないように感じました。教育委員会とも連携して考えていただきたいのです。というのは、市民参加で教育環境を整えていこうという動きと連携、運動しにくいような感想を私は日常的に持っておりまして、この条文を読んだときに、教育委員会が市民の教育環境を整えていくという。結局、教育委員会任せになっているというのが感想として持っております。</p>	<p>条例上は当然、基本理念を定め、参加と協働、情報の共有、そういった全体の理念は、教育委員会も市長部局もほかの行政委員会もトータルでその理念を踏まえた仕事の仕方をしてもらう、そのルールがこの自治基本条例にあるということで、まず全体の御理解をいただいて、その理念を踏まえて、特に教育委員会については様々な住民との接点や所掌している範囲が他の行政委員会に比べて非常に広いと。そういう意味では、きちんと理念を踏まえた実体のある施策を実行していただく。教育委員会の役割をきちんと定め、基本理念に基づいて仕事をしていただくということが、条例のつくりとしてはあると思います。</p>	<p>*答弁のとおり、逐条解説で表現を補完していく。</p>
梁川議員	<p>教育委員会の役割というのはものすごく重要だし、生活の中の独立行政機関の中でも確かにものすごく重要であるということはあるのですが、少し書き方を変えていかないと誤解を受けるのではないかと。市民自治というところで、教育委員会の役割と責務のところは書いてもいいのではないかと。</p>	<p>御指摘のように、もうちょっと書き方に工夫があるのではないかとということについては、先ほど、片畑委員が御指摘の解説のところについても住民自治とか基本理念のところを少し加えれば、そういった表現で補完をしていけば、全体の理念は御理解いただけるのかなと思いますので、その辺については少し工夫をしてみたいと思います。</p>	<p>*答弁のとおり、逐条解説で表現を補完していく。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
伊藤議員	教育委員会が一定の独立性を持っているという意味で、市の中に一条を設けることに対しては賛成の考え方を持っております。教育委員会にお願いしたいという意味で要望としてお話ししますが、それでも、「他の行政機関と連携をとりながら」という一行があると、より今後の問題解決に正しい道筋を示してくれるのではないかと私は考えております。	組織は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律あるいは地方自治法等によって教育委員会の権限というのは、一定の明確な規定がございます。ここを市長部局としては侵してはならないというお互いのルールが当然、そこに前提としてあった上で、さまざまな課題について、施策については連携をとらなければいけないというのは当然だと思います。御指摘の点については、 条文の中で検討ができるのか、あるいは解説の中でそういったことが記述できるのか、これについては少し工夫をしてみたい。	*答弁のとおり、 <u>逐条解説で表現を補完していく。</u>
三葛議員	教育委員会に関するさまざまな条例、規則等を見ていると、教育委員会の役割と責務ということを直接書いていたり、これから教育委員会がどういうふうにやっていくということはなかなか見えてこないです。教育委員会の重要性ということをきちんと位置づけるべきだというふうになると、もうちょっといろいろ膨らませて、何をやるようとしているのか、何をやりたいのかということをもうちょっと膨らませて書いていただくべきではないかと。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条第1項を見ておきますと、第1号から第19号までいろいろ定められ方をされているのですが、やはり第1号から第11号まで、学校に関する規定が非常に大きいです。学校教育は教育委員会もかなり大きなところを占めているわけですから、どういうふうにするのかというところまで定めてもいいのではないかと考えるのです。	教育委員会がさまざまなことを今後、どのような形でやっていくかという個別具体的なものについては、原則的に理念条例であるということと検討してきた経過がありますので、具体的にどういう手法で、どういうふうの問題を解決していくのかということまでは定めるべきではないだろうということで、第21条の理念を定めさせていただいたものです。条文の中にうたい込むというよりも、先ほどの答弁でもお答えしているかと思いますが、 解説等の中でそういったものを工夫をさせて、記入をするという方法も含めて検討させていただきたいと思っております。	*答弁のとおり、 <u>逐条解説で表現を補完していく。</u>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
星議員	<p>(附属機関の委員の選任)</p> <p>第22条 附属機関の委員の構成については、原則として、市民から公募した委員を加えるものとし、その選任に当たっては、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。</p> <p>附属機関の設置に関して条例を持っているわけですが、読み返してみると、この第22条は条例そのものなのです。条例とほとんど違うところがないのです。条例とこの条例の第22条の関係は、どういうふうに考えればよいのでしょうか。委員の選任に当たっては、私は原則としては、委員の選任には議会の同意を必要とするというあたりを逆に書くべきではないかと。公平性、透明性を確保することを大原則として自治基本条例をうたうならば、そこをより強化する意味では、委員の選任に当たっては議会の同意を原則とするというあたりを、どこかに書き込むということを保障するべきではないのかと思います。</p> <p>市長が市政を執行する上に当たって、より専門性、あるいは得意な分野における整合性、市長が知見のないところをより深く掘り下げて議論をして、それを市政に反映することが附属機関の一番大きな問題なのだろうと私は思います。そういう意味でいけば、この附属機関の委員の選任に当たっての書き方はいささか逆に突っ込みが不足しているのではないかと思います。</p>	<p>自治基本条例の趣旨、市民自治の確立というところが大きな目標の一つとして理念に掲げられておりますが、そういったところからすると、特に「市民から公募した委員を加えるものとし」というところをあえて附属機関の設置及び運営の基本に関する条例にもうたわれているような内容を自治基本条例として最高規範として定める以上、その部分は附属機関の委員の選任というのは、特に自治基本条例として定めるべきであろうということから、ここにあって第22条として一条設けさせていただいたということです。</p> <p>現在の条例でも、あるいは地方自治法でも附属機関の役割は明確に規定がされておりますので、市長の組織の中では、必ずしも専門性が必要な部分に対応できないような場合、専門的な調査をしたり、あるいは専門的な審査をしたり、そういったことがこの附属機関の基本的な役割ということになっているわけです。</p> <p>1点目のお尋ねでありますけれども、その中で公募の市民を選ぶやり方というものが、必ずしも現在の条例では明確ではないのです。最近では公募の論文を募集して、それを審査するというやり方が定着しつつあります。そういったことのルールをきちんと定めましょう、その根拠規定を自治基本条例で定めようという考え方になっていきます。</p> <p>また、議会同意などの原則をうたうべきではないかということについては、個別の条例の中で御審議をいただいて結論を出すべきもので、ここで原則としてというたい方が妥当かどうかということについては、今、条例の実態からいけば、原則として議会同意と入れることについては、現状の条例との不整合が出てくるのではないかというような気がいたします。議会同意の部分を入れるべきだという御意見については受けとめさせていただいて、庁内できちんとした議論をして、結論を出したいと思っております。</p>	* 答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
川合議員	<p>ここでの重要なポイントは市民からの公募、これを原則としてうたい込むという、このことがこの条項の趣旨なのだろうと思うのです。基本的に私、この考え方には賛成です。</p> <p>男女差比の問題ですが、その通達を前提としてこの条項もあるのだという考え方でいいのでしょうか。また、それをあえてここにうたい込む必要はないと、それは大前提だという考え方で条文をつくられているのかどうか、したがって、そういうことであれば、条項そのものに入れなくても解説の方にそういう通達について触れるというようなことは必要ではないでしょうか。</p>	<p>この附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の第4条の中にそういった規定がございます。それに基づいて通達を出しているということですので、それは現在も生きているということになります。</p> <p>解説のところについては、工夫するように検討いたします。</p>	<p>*答弁のとおり、逐条解説で表現を補完していく。</p>
亀倉議員	<p>性別にかかわらず権利を有しても、その保障はどこにあるのかということになりますと、全文どこにも性別にかかわっては書かれていないのです。そこで委員の選任において、現行の附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の部分で踏襲されたとするならば、きちんと市民の各層の意見及び両性の意見が反映されるということが明記されています。両性の平等というところはあるものではないのですか。基本条例の中でそれをうたい上げていくということが必要になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>先程川合議員の質問で、どれが市民公募になじまないかということを担当の方の意見も踏まえて決定するというお答えでした。介護認定審査会とか障害者程度区分認定審査会、一人一人の市民の権利、人権にかかわることは基本的に公募市民はなじまないものだということは、市が従前から持っている考え方であると思うが、それは今後も変わらないものだと理解してよろしいか。</p>	<p>ここでは権利を保障して、具体的なそれぞれの請求権といいますが、その権利の行使をすることについては、それぞれ個別の条例の中でうたっていくという考え方であることから第22条にはそういった規定を入れていないということになります。個別の条例では、基本的には保障がされているということになります。</p> <p>御指摘の部分とその後の条例の全体の体系を考えれば、ここにその部分を入れるということは合理性が私どももあるかなと、今の御指摘を聞いて感じておりますので、これについては、前向きに少し検討をさせていただきたいというふうには思います。</p> <p>公募になじまないというふうに関今のところ判断できると思います。今後についても、それは考え方は大事にしていきたいと思います。</p>	<p>*答弁のとおり （「附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取扱いについて（通達）」の中で、両性の平等を加える修正を考える。）</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(職員の責務) 第 23 条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。			

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
第 6 章 市政運営 (市政運営の基本原則) 第 24 条 市は、この条例の基本理念に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。			
川合議員	基本条例は物差しをつくらうというわけです。国分寺市の物差しをつくらうという面で、私は総合的かつ計画的な市政運営を行わなければならないというのは大賛成、当然なのです。要は現実がその物差しと比べていかに乖離しているか、ここなのです。市庁舎については前倒しをしようと言っているながら先送りをする。これは計画的でも総合的でも何でもありません。今挙げたような事例を含めて市長、ちょっとこの条例を提案している立場から見解を伺っておきたい。	これは地方自治法の規定等を受けた基本原則でありまして、まさにこの原則にのっとって市政を運営していかなければならないと考えております。今までもそのように努めてまいりましたし、これからもそうしていかなければいけないだろうという思いを持っています。ただ、今、委員がお挙げになった事例等のように、決して意図したわけでもありませんが、しかし、現実の施策を進めていく中で本意ながら必ずしも計画的にできなかった問題もございます。したがって、そういう反省も踏まえてこれからの市政運営、さらにこの点を意識して進めていかなければならない思いであります。	* 答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(計画的市政運営)			
第25条 市は、基本構想及び基本計画等を市政運営の基本原則に基づき策定し、実施するとともに、新たな課題に対応できるよう見直しを行わなければなりません。			
梁川 議員	第24条と第25条を両方もが一つのまとまりとして考えられないかと思うのです。要は市政運営の基本原則なのですが、基本構想、基本的な計画というところだけを別個にただけなので、そこを御検討願いたいと思いますが、	第24条の基本原則につきましては、第25条から第32条までを横ぐし的に、通すという考え方に基いてこの条を定めています。第32条までの間に、この基本原則というものがすべて貫かれるという考え方で、大原則をまず定めてから、それに基づいてそれ以降の計画的市政運営を行っていったりだとか、行政評価をしていったりだとか、財政運営をしていくということで、こういう条文の分け方をさせていただいているということでもあります。	*答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(財政運営)			
第26条 市は、予算の編成及び執行に当たっては、基本構想及び基本計画等に基づき、行政評価の結果を踏まえ、健全な財政運営に努めなければなりません。			
2 市は、予算の執行及び決算、財産管理その他の財政に関する状況について、市民等が具体的に内容を把握できるようわかりやすい資料を作成し、公表しなければなりません。			
亀倉 議員	市では参加と協働が優先的な考え方として市政運営の中にあるということだと思っております。そこで、この条例においてそのことが具体的な実施の中でどう生かされていくかということになってくるのが、この市政運営なのだろうと思っております。そのことを具体的にあらわしているものは、単に情報提供の部分だけなのです。今、もし部長がそういうふうな今後、その条例があったならばそうしていくのだということであるならば、条文上の解釈にどこかにそれが載せていないのはまずいです。だから、そういう意味では、前々条の第3条、4条、5条、6条、7条の部分を受けたものになっていないということなのです。だから、条例のつくり方としても私はいかがなものかと思うのです。その部分を受けて改めてその考え方を表現するようなものをどこかに盛り込む用意はあるのでしょうか。	前段の理念の部分がかかれていないではないかということですが、全体の条例は一体のものでありますから、先ほどの第24条でいけば、この条例の基本理念は第3条に基づいてこの第6章はやっていくのだということがうたわれています。予算編成だけに限らず、いろいろな意思決定、計画をつくる、あるいはさまざまな条例を検討するとか、そういったことは今までも実践されてきていますし、実践されてこなかった部分、分野もあるのだろうと思っております。そういったものについてすべて参加と協働の仕組みが導入できるかという網をかけて点検をする、そんなような考え方になるのだろうと思っております。 第24条の解説にもう少し厚みを持たせたような形で、今、いただいたような御意見を含めて検討してみたいと思います。	*答弁のとおり、 <u>逐条解説で表現を補完していく。</u>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(組織編成)			
第27条 市は、市民等にわかりやすく、市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織を編成しなければなりません。			
梁川議員	<p>組織としての責務ということがきちんとうたわれていないのです。先ほど第23条、職員の責務はうたわれているのですが、個々の職員ではなくて執行機関の組織全体としての責務ということに対して、一回記述がきちんとあって、改めて組織編成とこない、ここの運営の方にいきなり入っているものかどうかというのが非常に疑問でした。全体の章立ても含めて御検討していただけたらということでしたので、その辺も含めたもう一回編成し直しという観点も含めて、御検討いただけるかどうか。</p>	<p>市政運営が円滑かつ効率、効果的に行われるということのために、それに見合う、それを実際に遂行することが可能な組織を編成することが、ここの第27条にうたわれている主な趣旨ということになります。章立ても含めてこの条例のつくりそのものを大幅にこれから改めるということは、条例そのもののつくりが全く変わってしまう可能性もありますので、かなり精査をさせていただかなければいけないと思います。今、御意見をいただきましたので、それも含めて検討する課題であるということは認識させていただきました。</p>	<p>* <u>原来のままとする。</u> (答弁のとおり第6章市政運営として第24条の「総合的かつ計画的な市政運営を行わなければなりません。」の規定を受けた形で規定した。)</p>
木村議員	<p>組織編成をうたっているはずですが、条文を見ると市政運営が迅速かつ効果的に行われるというのは、次の第28条に関してこういう条文になれば、まだいいのですが、組織編成の条文において迅速かつ効果的な組織をしようと第27条で書いてしまっているのです。解説の部分に引用されている地方自治法第158条第2項は、明らかに文言が違うわけですね。「簡素かつ効率的」という言葉を使っています。まさに法律の方が正しい表現の仕方です。条例は「迅速かつ効果的に」とあえて言葉を変えているのです。第27条でこういう表現を使うことが矛盾しているのです。</p>	<p>地方自治法第158条をまず大前提とした上で、この第27条、こういった市政運営が迅速かつ効果的に行われる組織をつくるということです。もう少しここの部分についての表現をわかりやすいような形で文言を追加するなり何なり、これから改めてまた検討させていただきます。御回答を差し上げたいと思います。</p>	<p>* <u>逐条解説でその内容を補完していく。</u></p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
(行政評価)			
第28条 市は、効果的かつ効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施しなければなりません。			
2 市は、前項の行政評価の結果を公表し、政策の立案及び実施、予算編成、組織編成等に反映させなければなりません。			
木村議員	<p>28条がこういう文章によって条例の中に位置づけられたところで何ら具体化はされない。大阪府の分類は、まず法律上義務とされているからできないという部分に関しては、外す。それ以外に関してはすべて見直しの対象にしていたのです。私は市はまだ不十分だと思いますし、条例で位置づけることは、結構だと思いますが、それを受けての個別条例又は基準づくりというものがより客観的に明確になっていかないと、一定の義務的な縛りも含めてのルールというものをここで条例化するのだから私は定めるべきだと思うのです。</p> <p>勤勉手当に対する評価に基づいての勤務手当の支給が皆さんにもあったかと思えますけれども、それも、果たして公平公正な観点から判断がされているのかどうか。そういったことも私は非常にあいまいだと思います。部下を評価する立場の方々の行革に関する考え方、あり方、評価に対する考え方、その辺のルール化というのはどうでしょうか。</p>	<p>現在は単年度ごとに行政評価の実施要綱・要領というのを定めています。普通の仕事のサイクルの中に行政評価の仕組みを取り入れて、日常業務の中で常日ごろの見直しができるルールにしてきているわけです。ルール化というのをこの条例のもとにきちんと実施、規則なり要綱なり要領なりを確立して各課で自己評価ができ、施策単位の評価まで高める。あるいは政策単位で外部評価という仕組みの中でみずからの仕事を逆に外部の目から指摘をしていただいて見直しをする、そんなようなところのルールをきちんとつくっていくことが必要になってくると思います。ルール化は目指したいというふうに思います。</p> <p>行政評価制度と人事考課制度というのは無関係ではないが、職員の業績評価とか能力評価とかといった問題について人事考課制度ということでスタートしていますから、その制度とは別個に整理した方がわかりやすいと思います。御指摘の点は、きちんと透明性を持って平等に行われているのかということでもあります。目標設計をした結果として、これが行政評価制度のように1年で達成できたのか、できなかったのかといったことをきちんと公表していくというマネジメントサイクルができれば、より高い目標を達成できた職員がより高い評価を受けるといような制度につながってくるというふうに思いますので、これは制度は充実をさせていかなくてはならないという考え方になると思います。</p>	* 答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉議員	<p>行政評価。自治の根幹をなす部分だろうと思うのです。市の施策、行政のありようを評価するというものに市民が参加することによってある面では自治の促進というのはあるのだろうというふうに思います。市の施策、行政のありようを評価するというものに市民が参加することによってある面では自治の促進というのはあるのだろうというふうに思います。この条文にその1項目が入らない。評価過程に市民が参加するものでなくてはならないというような一文が入る必要があるのではないのでしょうか。どなたが市長になられようとも、この条例が基本条例として実施されていくには、一つ一つにきちんとした姿勢が反映された条文にしておくべきだというふうに思います。28条に一切その文章が入らないというのはいささか不足ではないか。参加と協働をうたうだけでも市政の根幹の評価のところに至ってはそれがうたわれていない。そして、45ページもそういう解説にはなっていません。本来のありようとすれば評価の過程に市民が参加すると、28条の条文の中に入れるのが本来であろうというふうに思います</p>	<p>より明確にするためには、解説のところに、行政改革推進法に定められている事業仕分けとか、そういったものについては市民参加の手法によって進めていくというようなことの趣旨をきちんと解説の中に書くということで対応できるのではないかというふうに思います。御指摘を受けとめさせていただいて、検討させていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を補完していく。</u></p>
川合議員	<p>行政評価という面が2つの側面があるのだろうと思っています。1つは施策の評価、もう1つが行政サービスの評価という2つに分類されるのではないか。それらを総合的に取り入れる必要がある。残念ながら、今、聖域があります。ここには手をつけない。市民の声は、ここは入れない。特に大型事業にそれが見受けられます。あらゆる面で聖域を設けないで、市民、あるいは職員からフリーな意見を聞いてこそ新しい自治体が構築できるのだらうと思います。もう1点は、市民サービスの評価という面からでございます。この行政評価は、市民サービスを受ける市民が評価をする。この点を明確にする必要があると思うのです。1点目と2点目、相まってこの条項では表現する必要があるし、それを実施していく必要がある。この条項の中にそういうことを表現する、そういうことを求めていきたい。</p>	<p>結論としてお求めは 条文の中に市民参加という言葉を何らかの形で入れられないかという、先ほど亀倉委員の御指摘と同様でございますので、受けとめさせていただいて検討をさせていただきます。</p>	<p>* 答弁のとおり、<u>逐条解説で表現を補完していく。</u></p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
幸野 議員	私，提案したいのが，「市は」の後に，「市民の立場に立った」というのをまず入れたらどうかと思うのです。「効果的かつ効率的」，「かつ公正な」ということも入れたらどうかと思うのです。	自治基本条例そのものが市民自治のまちを目指しているわけで，市民の立場に立って行政をやっていくということは，我々の責務であろうと思っています。改めて市民の立場に立ったという言葉を入れるべきだという御意見をいただきましたけれども，もちろんいろいろと御意見をいただいておりますので，受けとめて，今後，全体の中の調整を図りながら考えてまいりたいと思います。	*答弁のとおり， <u>逐条解説で表現を補完していく。</u>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>(意見, 要望及び苦情への対応)</p> <p>第29条 市は, 市民等からの意見, 要望及び苦情を受けたときは, 速やかに調査し, 責任をもって応答することにより, 市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。</p> <p>2 市は, 市民等の権利及び利益の擁護のため, オンズパーソンを設置します。</p>		
川合議員	<p>2項目目なのですが, オンズパーソンを設置しますと, いかにも簡単な言い回しになっています。現状の状態で十分事が足りているのかという問題です。現在100%, 苦情は大体処理されると, こういう認識でしょうか。</p> <p>現状のオンズパーソン制度で苦情解決がし切れていない部分があるだろうというふうに思います。現状1人のままで来ています。複数の合議ということが求められるのではないかと。もう1つは, そこで解決できない場合, 難しい場合, そのときには, 仮称でいえば市民苦情処理委員会というようなものを別途設置することが必要ではないかと思うのです。3点目は, 現行の中でのオンズパーソン条例などを見ましても, いわゆる市に対して勧告, あるいは提言をすることはできるのですが, 勧告, 提言に関して市の責務が「尊重し」というところにとどまっている。これが今の条例の限界なのだろうというふうに思います。誠実かつ適切に処理しなければならないと, こういう義務規定が今の条例にも入っておりません。したがって, この点について自治基本条例の中では第2項にその趣旨をつけ加える。このままであるにしても, 最低限それが必要であろうというふうに思います。</p>	<p>相談, 苦情, あるいは要望, 意見といったものはすべての窓口で対応するというのが基本的な考え方になっているのですが, その情報がきちんと上がらないというのが現状なのだろうと思います。オンズパーソンだけが苦情解決の窓口ではありませんということで, 各分野別の窓口相談態勢について十分PRをしていく。今, このところが少し欠けているのだろうと思います, そこはぜひやりたいというふうに思います。解説のところで気をつけたのが, 処理という言葉を使わないというふうに考えたのです。苦情についての対応, 解決という言葉を使おうというふうに考えてきました。それから, 窓口をいろいろPRをしていくときに, 個々の職員によって対応が異なるというのは非常に困るわけで, 窓口の相談, 苦情といった対応マニュアルといったものをつくっていかねばいけないというふうに思います。</p> <p>1点目については, 当面は1人態勢でいいのかなと。2点目, 第三者機関としての御提言がございましたが, 現行の地方自治法では市長の附属機関ということしかいろいろな機関が設けられないという制約があります。趣旨はわかりますが, 実務的にこれをつくるのが難しいという実態があります。3点目については自治基本条例ができたときにオンズパーソン条例と整合性がとれるような視点での見直し, こういうことで受けとめさせていただきたいと思います。</p>	<p>* 答弁のとおり</p> <p>* <u>逐条解説で表現を補完していく。</u> (その際には誠実かつ適切に処理しなければならない旨を加える。)</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
木村 議員	結果として、権利、利益が、例えば瑕疵ある判断や瑕疵ある事務処理によって侵害をされた場合のという視点。守るというのは、そうならないようにするという事です。でも、実際そうってしまった場合にはそれを回復するという別の視点だと思のです。それというのは一切触れられていないわけです。明確にそういう位置づけというのは私は必要かと思のです。	守られなかった利益、そういったものを、ほかにも自治法上、いろいろな方法が用意されている。幾つかの制度、仕組みが法律上用意されているので、ここでは規定をしなかったということで、権利の回復というところの措置まで至るかどうかは別としても、そういった方法論がもう既に法律上用意されているということからここにはのせていないということになります。 回復のレベルというのが非常に複雑に、あるいは多段階にわたっているということになりますから、そういうことを踏まえて、この条例にどういった書き込みができるのか、できないのか。これは慎重に考えていくべき中身だと思います。中途半端に回復ということで中身の解釈が非常に拡大をされるというようなこともあるのだらうと思のです。そこは、御指摘でありますけれども、受けとめさせていただきますが、中身とすればそういったことを踏まえて十分に検討が必要だということだと思います。受けとめさせていただいて、他の御指摘と同じように検討はさせていただきます。	*答弁のとおり、 逐条解説で表現を補完していく。 (市民の権利、利益の回復については、重要な課題であることは認識する。)
釜我 議員	新しい市の基本的な姿勢を定めようという条例にしては、本当にこのレベルでいいのだろうかという気がいたします。市民からの要望、苦情は市が市民等の意思を的確に把握する絶好の機会なのだ、こう受けとめることは非常にいいことだというふうに思います。ただ、ここで違うのは、市民の意思を知るだけではないのです。市民からの要望によって市の実態を知るのです。市の行政レベルがどこに行っているかを知るのです。市民から寄せられる苦情、要望というものの意味が必要であるということだというふうに思のです。この条例の基本的精神は、参加しようとしまいと、市民が平等に扱われるという基本的な精神が貫かれています。一つの苦情の中から、一つの要望の中から市はいろいろなことをくみとって、実際に市の行政のレベルがどこにあるのか、その苦情を受けたときに、その苦情よりもっと困っている市民の方はいないだろうかという視点で調査をしてみるということをもって初めてこれからの自治体のあり方だらうというふうに思のです。	大変いい御指摘をいただいたというふうに思います。例えば、職員が窓口サービスの検討委員会で箱を置こうと。これは1カ月か2カ月に1回ぐらい開いて庁議できちんと報告をして、こんな事例があるのでそれぞれのところでももう一度点検をしてくださいというようなことで情報を庁内にきちんと流す。そのことによって1件の解決だけではなくて、二度と起こらないような防止策を構築する、そういったことが今までも各分野で行われていると思います。御指摘を踏まえて、自治体としては先ほどの御指摘があるうとなかろうと目指すところはそこだと思のです。そういう意味では、 具体的な条文の追加ということで御提案がありましたので、十分検討させていただきます。	*答弁のとおり、 逐条解説で表現を補完していく。 (全市民的な視点に立っていくという取組をする旨を書き加える。)

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	この表現をもっと全市民的な視野からのものにより少し補強していただきたい。例えば、「速やかに調査をし」のあたりに、「全市民的視野に立って」とかというような言葉を入れながら、苦情から全市民を見ている、全市内を見渡してみる。そのことをもって次の解決手段へと移っていくという手段をとることで自治基本条例の精神をこの条項の中にもしっかりと生かしてもらいたい、このように思うのですけれども、この点について、市長または政策部長なのでしょうか、こういう補強をぜひお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。		

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	(公益の損失の防止) 第30条 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。		
三葛議員	30条の前段の方なのですが、市政運営上の違法な行為による公益の損失というふうにありますけれども、このイメージがわからなくて質問させていただきました。問題になっておりますいわゆる居酒屋タクシーなのですけれども、これは、違法なものの中にはあるみたいですが、大部分が違法ではないというような見解が出されております。 例えば、職務外の職員不祥事ということ、市政運営上のということにかかってきません。そうすると、市政運営上の違法な行為による公益の損失イメージというのはどこまで広がりを持っているのかというのがちょっとわからないので、御説明をお願いします。それから、市政運営上という言葉も基本的に、今、部長がお答えいただいたのと同じ整理でいいのですね。 先ほど基本的な政策部長が整理していただいたので、私は十分これでいいのかなというふうに思うのですけれども、ただ、内部的にどのようなことになるのか。場合によっては解説でその辺、少し触れていただくということはいいかもしれませんけれども、そのような対応の仕方をお願いしたいと思います。	違法性はなくて、公益性についてもあいまいだと。こういう分野についてどういうふうに対応するのかという問題は残ると思います。少なくとも社会通念上、国分寺市としてはそういったものはしない、あるいはやらないといったようなルールが必要であれば、これはきちんとそういうルールをつくれればいいのです。 市政運営上ですから、非常に広範囲ということになると思います。それから市民との信頼を確保するためというのが、違法ではない、あるいは公益性も問題で議論があるような、そういう分野についても必要な措置を講ずるということですから、条文上、その範囲が不明確だという御指摘なのだろうと多分思います。この点については、社会通念上とか、そういったものについて今後どういうふうなルールをつくっていくのか、それから、30条が根拠になるのかということについては少し受けとめさせていただいて、その結果として、その条文が法律を受けたものと、それから、それ以外のものと、これが並列、同列に書かれているというようなこともありますので、含めてその辺は条文の整理をさせてもらいたいというふうに思います。	*答弁のとおり、 <u>逐条解説で表現を補完していく。</u>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
木村議員	懲戒に関しては、懲戒分限委員会に関する条例も含めて何か問題があった場合、処分が下った場合の公表というのはどのように位置づけられるのか。この30条でいうところの公表するということ、何か問題が起きた場合に、処分の内容について公にすることも必要な措置に含まれているかどうか。要は自治基本条例の中で公表が入ることであるならば、整合性を持つ意味でも他の3条例では公表に関する基準が条文に一定含まれていて、懲戒分限に関しては入っていない、これをどう整理されるのか。	総務の方で公表に関する基準というのは定めているはずですが。それに基づいて、19年1月以降にあった処分について公表するという基準になっているというふうに記憶しております。広い意味でいえば必要な措置に当たる。なぜかと申しますと、公表することによって抑止力になるという説明をしていた記憶がございます。 所管をしている総務部と今の御指摘を踏まえて協議をした上で、この30条のところはどう整理ができるか、 これは内部で協議はさせていただきます。	* 答弁のとおり
梁川議員	ここの文章でなかなかすっきり読み取れないのです。何かかなと思っていたら、市民等の信頼を確保するためと目的が途中で入ってしまっているのです。ここで言いたいのは、違法な行為による公益の損失を防止するために必要な措置を講じるということですから、市は、市民等の信頼を確保するためと、それを入れながら市政運営上違法なというふうに文章を持ってきた方がすっきりするかなというふうに思います。御検討いただけますか。	検討させていただきたいと思います。	* 国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例第1条の規定と整合させ、「公益の損失を防止し、」の次に「 公正性と 」を加える修正をする。 市は、市政運営上の違法な行為による公益の損失を防止し、 公正性と 市民等の信頼を確保するため、必要な措置を講じなければなりません。

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>(国及び他の自治体との関係)</p>			
<p>第31条 市は、他の自治体との間で共通する課題の解決を図るため、連携、協調及び交流に努めなければなりません。</p>			
<p>2 市は、国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません。</p>			
<p>三葛 議員</p>	<p>例えば、今、小金井市とのごみの共同処理の方向性の模索しておりますけれども、必ずしも前向きな考え方だけでなく、やっぱり慎重にやるべきだというようなお考えもあろうというふうに思います。そういうことを踏まえていくと、問題の解決を図るために連携しなければいけないという努力義務というのはちょっと書きすぎかなというふうに思います。そこで提案なのですが、「共通する課題の解決を図り、市民の利益を増進するため」というふうに、いわば市民の利益を増進するというようなことをワンクッションの条件として1つ入れて、市民利益というものが増していくのだということがあればひとつ連携ということも、むしろスムーズに進めていきやすいと思います。</p>	<p>具体的な事例を挙げて、それから 具体的な御提案をいただきました。市民利益を増進、市民福祉を増進するためとか、表現はいろいろあると思います。同様に受けとめさせていただいて、具体的な修正案をいただいていますので、検討させていただきたいと思います。</p>	<p>*原案のままとする。逐条解説で表現を補完していく。 (市民の福祉を増進するためといった内容で)</p>
<p>川合 議員</p>	<p>国や東京都との関係なのですが、今、国や東京都とのそういう対等、協力の関係にあることを踏まえ、何が求められているのかという点をここには書き込む必要があるだろうと。「制度や政策などの改善に向けた取り組みを積極的に行うとともに、」ここが大事な点。国や都に対して、一番ここは市民が求めている点です。それを市は条例で宣言するというのはすばらしい条例ではないでしょうか。それが1点、挿入していただきたい。もう一つは、そういうことをして自治基盤の強化に努めなければならないと、こう締めていただければいい条例になると思います。やってきたのなら条文に書けばいいのではないの。やっていることをさらに進めるために条例化して、これぞ国分寺市の自治基本条例だ、最高規範だと天下に誇れるような条例にしようではないですか。</p>	<p>自治基盤の整備、確立も、それから、具体的な市民、国民に關係をするような政策が打ち出されて今回の後期高齢者のような問題が出る。これは、自治体の現場から声を上げなければ制度が多分いい方に向かないのだろうと思います。そういう意味では、趣旨は十分理解しているつもりです。なかなか大胆な表現ができないという事情があって、少し御不満な点があるのだろうというふうに思うのです。具体的な提案をいただきましたので、検討はさせていただきます。今までもそのように努めてきたつもりでありますし、これからも努めてまいりたいと考えております。条文の中にどのように表現するかについては調整をさせていただいた上でお答えを出していきたいと、このように考えております。</p>	<p>*「それぞれの役割について相互理解と連携に努めなければなりません」を「それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて、自治基盤の確立に向けた国等へのはたらきかけを行うよう努めなければなりません」に修正する。</p> <p>2 市は 国及び東京都と対等かつ協力の関係にあることを踏まえ、それぞれの役割について相互理解と連携に努め、必要に応じて、自治基盤の確立に向けた国等へのはたらきかけを行うよう努めなければなりません。</p>

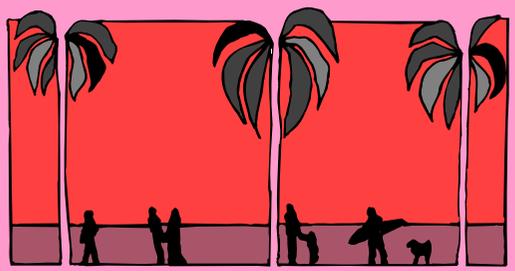
条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
梁川 議員	今、川合委員からあったように、自治基盤の整備、確立のためにというのは、そこがなければ入れた意味がないのです。国分寺市が誇れるような自治基本条例にはならないと思います。	どのような文言で表現するかについて考えさせていただきたいと思います。	*前ページのとおり修正する。
亀倉 議員	「努めなければなりません」というものと「努めるものとする」 なりませんの方が強調が強いわけでしょう。だから、より義務で すね。1項、2項ともその条文にしたのはなぜでしょうか。ここ を努めなければなりませんというふうに明確にうたおうとした 趣旨からしても、国分寺市は自主的、自立的な発展のためとか、 そのために国や都に対して制度改善のために積極的に働きかけ ているというのが本来の自治の基本姿勢として掲げていくべき 姿だと思うのです。みずからやっていることをより一層発展する ための条文にいたしますというのが、本来、今ここで行うべき市 長の答弁だと思います。 研究するのではないのだよ。實際上、提案されているから、現状 を踏まえて条文をかえますということではないのでしょうか。	努めなければなりませんということと何々しなければなりませんと いうところでいえば、何々しなければなりませんというところの方が 強い。 私としては、同じような趣旨で御答弁申し上げているつもりなです が、現状を踏まえてこの条文の文言、研究してみたいと思います。 この条文につきましても御提案の、あるいは御指摘の趣旨を踏まえ て適切な対応を図ってまいりたいと思います。	*前ページのとおり修正する。

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>(国際化への対応)</p> <p>第32条 市は、市内の外国人が安心して生活できるよう支援に努めるものとします。</p> <p>2 市は、市民等とともに国際交流の推進に努めるものとします。</p>		
<p>梁川 議員</p>	<p>これをあえて自治基本条例の中に入れた理由をお願いします。</p> <p>「努めるものとします。」さっきのより努力というところではもっと下がるのです。これをもう少し私は強化するべきだろうというふうに思っていることが1点あります。</p> <p>それから、市として国際交流の推進というのを市内に限ってのことなのか、あるいはもっと広くさまざまな国際交流の展開というのを想定しての範疇なのか、その辺についてはいかがでしょうか。</p> <p>第32条、わざわざここに挙げていう意味というのをもう一度しっかりと御検討いただきたいと思います。それから、国際交流の推進というところは、福岡市と神戸市もそうだったと思いますが、もっと市が積極的に海外のNGOを受け入れるとか、さまざまな国際交流の場面をつくっているのです。当然のことながら私はその対応というのがここに書かれているのかなというふうに読み至ったのですが。</p> <p>32条に関していえば、もう少し踏み込んだところで別な条例というのか、そういうものが必要ではないかなという気がしています。努めるものではなくて、現実にやっているわけだから、しっかりここはやりますよということも含めて書きかえてほしいというのはそういうことなのです。少数というところに対して逆にもっとしっかりとした支援というのが必要ではないかなと思うのです。日常生活のサービスという中で、あらゆるところでそういう施策、あるいは事業ということを組み立てていくべきだというふうに思いますが、その辺も視野に入れてのことだろうと思いますので、ぜひこの条文の御検討をお願いしたいと思います。</p>	<p>国分寺市の今の状況も踏まえて考えると、外国人の方々との交流とか、市、あるいは市民等と一緒に国際交流を進めていくということの条文も当然のことながら必要になっていくという国分寺市の現状をとらえた形でこういう条文が必要だというふうに考えております。</p> <p>表現の強化という部分については御意見として受けとめをさせていただいて検討させていただくことにします。国分寺市民が、現実的にも、今いろいろな形で海外の方々との交流をしていただいていること、実質的な取り組みをなさっている団体もあるので、そういったところをさらに進めていく、広げていくという意味で第2項を設けているということです。</p> <p>国分寺市の実態は、今までの国際協会の活動などについても、それから、姉妹都市の経過を見てもそういう範囲にとどまっているということだと思います。市主体というよりも、この条文でいけば、市民レベルの交流を主体として一緒にやってみようという第2項であります。第1項については、外国人も市民でありますから、基礎的なサービスを平等に受けられるような、そういう仕組みをつくっていきましょうというような条文の組み立てになっています。</p> <p>日本国籍を有しないで国の政策やさまざまな事情によって日本に住んでいらっしゃる方、市民である方、そういった方たちに対しては市民として基礎的なサービスをきちんと提供していく支援というのは今までもやってきましたし、必要なことは今後もやらなければいけないというふうに思います。そのことと、同じ市民としてさまざまな異文化に触れていく、そういった交流というのも必要だと、この2つの側面があるというふうに思います。実務的な対応を含めて国際化への対応というのは、内なる国際化の問題と外に向けた交流の国際化と両面やっていくべき中身がありますので、そういう趣旨が伝わるように</p>	<p>* 答弁のとおり</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
		御指摘がありましたので、表現については、ここは努めるものとしますということになっていますが、努めますという表現と努めるものとしますというのと努めなければなりませんという3つの表現が混在をしております、御指摘をいただきましたので、そういう趣旨を踏まえて整理をしていきたいと思います。	
木村議員	<p>自治基本条例になぜこれが位置づけられるのかと。これまでの条文と違って具体的な政策の1テーマです。例えば高齢化というところに置きかえて、市内の高齢者が安心して生活できる、そういうものも成り立つのですよ。これだけ取り出して国際化という部分だけ自治基本条例を位置づけるというのがわからないのです。もしこのテーマを取り扱うのであるならば、自治基本条例ではなくてほかの部分だと思ふのです。個別の条例で対応するのか、条例以外の何らかしらの制度なり施策で対応するのか。あえてこれを自治基本条例に入れなければいけない、いけなかった根拠、これは何でしょうか。</p> <p>これだけを入れるのだったら、もし残すのだったら、私は、福祉とか教育とかも新たに条文を加えることを求めますよ。そうでないのだったら別立てで私はつくるべきだと思う。</p>	<p>国際化への対応といったような大きな施策の部分では具体的な条例が今までありません。そういった意味からするとどこかに位置づけるべきだということから、市政運営の原則という章の中に入れることが妥当であろうということを入れてきたという経過があります。</p> <p>条例の検討の中で、この問題については先ほど議論もいろいろ重ねてまいりました。ただ、基礎自治体として国際的な役割を果たすべき姿勢を示す必要があるだろうというのが基本です。たまたま日本国籍がないだけであって、住民としては地域に根ざした人たちがいっぱいいるわけですから、そういった人々に対する施策を明確に出すべきだ、その出し方が前文でいいのか、このように具体的な条文にした方がいいのかという議論を重ねてきた結果として、この条文の方がよりその姿勢を明確にできるだろうというような判断をして御提案を申し上げているわけです。ですから、高齢者、障害者、あるいは子どもと、そういう施策の対象者と国際化の問題は同列に扱うのではなくてというのが今までの整理の仕方だというふうに御理解をいただければいいのかなと。ただ、御指摘のように、必要がないという意見もあっていいわけですから、これは御意見としてお伺いをして、これは検討させていただきますけれども、中には必要であり、もっと書き込めという意見もあるわけですから、両面意見がありますので、受けとめさせていただいて検討の課題といえますか、指摘事項を受けとめさせていただくと、こういうことでお願ひしたいと思います。</p>	* 答弁のとおり

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>星議員</p>	<p>どうしてもこういう部分を星野市長がどこかに書きたいという姿勢のあらわれであるとすれば、ここは個別条例に求めた方がいい。自治基本条例に書くという場合に、1項、2項の中身が、こういうことが国際化への対応なのでしょう。1項、2項は、これが国際化への対応を書いている中身なのでしょう。僕はどうしてもそういうふうには読み取れない。理解できないのです。部長が御説明いただいたのは個別具体的な施策の話なのだね。私は、国際交流を一番阻害しているのは言語だと、言葉の問題を、どう自由に言葉を使えるようにするのかというあたりが僕は国際化の一番の課題だと思う。</p> <p>国分寺市にとっての国際化への対応というのがすごく狭い範囲の想定でいいのかと。私は、国分寺市民がどんどん海外に出て行って、そこで活躍をする。日本の文化を伝えていく。ある意味ではそういうことこそ国際化への対応ではないのでしょうか。したがって、国分寺市の自治体としての国際化の対応はこういう表現でいいのだというおっしゃり方のようにも私は聞こえましたが、それでは余りにもさみしいではありませんかと私は申し上げているのです。そういう積極性が、特に300年間も鎖国政策をやっていた日本が、實質いまだに鎖国が行われているのと一緒になので、国際化の対応というのはそういうところを跳飛ばして打ち破っていくという姿勢が大事なのです。</p>	<p>市がやるべきことと民間レベルでやるべきことをきちんと仕分ける必要があるという中で、では、市は一体何をやるかということで、大体整理をしてきているのですけれども、長期総合計画の方では、国際化に関する取り組みが3つ個別目標で初めて示されました。基本的には、地域の中でということが視点になっていますので、先ほどから出ています第2項の国際交流の推進、市民レベルの動きのもの、それから、あとは地域の中で外国人に接することによって理解を深めていくとか、さまざまなそういう取り組みが、きちんと位置づけをしていくというふうなことで現在整理をかけていますので、それに基づく施策ということ、いずれは市として明確にこういうことをやるのだということは示すべきだと思っていますけれども、現状では今、整理が大体できてきた段階になりつつあります。</p> <p>教育長として私は全く同じ考えを持っています。平成23年度から新しい学習指導要領のもとでは、高学年、5、6年生以上に1週間に1時間の外国語活動の時間が設けられます。コミュニケーションがとれる力、これを徐々につけていくことを学校と相談、今、ともに考えているところでございまして、金をかけてでもこのことはやっつけなければならぬというふうにも今思っているところでございます。</p> <p>国際化という問題について、日本人がなかなか国際社会の中で十分な力を発揮できない、その最大のポイントは語学であるということについては承知をしているつもりであります。ただ、それでは、国分寺市にとっての国際化への対応が語学の問題なのかということ、それは必ずしもそうではないだろうというように私は思います。外国の方が日本に来た、国分寺市にお住まいになっているというからには、やはりできるだけ日本語で会話ができる、そして、言葉はまだまだ十分通じ合わなくても、しかし、心は通じ合うとか交流が図れるとか、そういうまちをつくっていくことがより重要なことであろうと思っています。先ほどからお聞きしていて、国際化への対応という表題が適切であったのかどうかということも含めて検討する必要があるなということを感じました。御意見検討させていただきたいと思っております。</p>	<p>*市長答弁のとおり、見出しを「(外国人の支援及び国際交流の推進)」に修正する。</p> 

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
片畑議員	<p>第32条で、なぜこの自治基本条例に国際化への対応を入れるのかという議論があったと思います。入れる意味があるとすれば、例えば、市内の外国人であっても、自治に参加できる仕組みをしっかりと整えていくということが必要な内容かと思ひます。言語の壁、あるいはさまざまな文化の違いによって参加できない現状もあると私自身考えております。そのところをできるだけ参加しやすいさまざまな支援なり仕組みなりを整えていくことによって、ここにあってうたった市内の外国人にもしっかりとさまざまな社会活動なり市政に参加していただきたいと思うのです。安心して生活できる支援イコールさまざまな社会活動や市政に参加する仕組みにつながっているのかどうか。何らかのプラスした積極的な支援というのを市ではする必要のあるのではないのでしょうか。この条文では、私が日常的に多文化共生ということで考えていた課題、問題解決にはなかなかつながらないだろうなという意見を申し上げて終わります。</p>	<p>基礎的な市民サービスを受けるということからすれば、そういった仕組みを今後、改めてしっかりと整備をしていかなければいけないだろうと思ひます。参加しやすい仕組みを条文の中で保障すべきだという御意見かと思ひます。基本理念が参加をするために情報の共有ということも図っていかなければならないと、外国人の方が参加するためのいろいろな方策も含めてこの理念の中に入っておりますので、そういったところもあわせて生活できるよう支援に努める、今後、この条例ができた際にはそういったことに努めていかなければいけないということは十分認識しております。</p>	<p>*意見の趣旨を踏まえて、<u>逐条解説で表現を補完している。</u></p> 
川合議員	<p>私も支援という言葉に抵抗感を覚えます。支援とはどういう意味か、多数者が少数者に手を差し伸べるとか、あるいは力のある者が力のない者に手を差し伸べるとかという意味合いになってくるであろう。本来、外国人も含めての市民でありますからともに生きる、連携をしてまちをつくっていく、この国際交流という場合の視点は大事な点なのだろうと思ひます。支援ではなくて連携をしてともにまちをつくっていきますという精神をここにはうたい込む必要があるのではないかと私思ひますが、同じそれぞれが対等、平等の人格と権利と人権を持った方々ですから、一緒につくっていきましょう、そういう連携をしていきましょうという言葉にこの支援という言葉置きかえた方がいいだろうと私は考えるのです。対等、平等、連携でともにまちをつくっていきましょうという理念をこの条例はうたい込んでいく必要があるのでしょうか。私の言っていることとこの第1項の支援という言葉は明らかに違うのです。ぜひそういう方向でも検討が必要ではないか。</p>	<p>支援の中にはともに生きるという考え方を前提に、市ができることは、この条文の中には具体的にこういう支援をしていきますということは入っておりませんが、そういったことを考えた上でこういう条文をつくらせていただいています。支援という言葉の持つ意味はなかなか難しいところはあるかと思ひますが、今、川合委員がおっしゃられた多数の者が少数の者を支えるということ、事例としてはそういうことは確かに多いのかもしれませんが、必ずしも多数の方が少数の方を支えるということではないと思ひます。委員がともに生きていくとおっしゃられる内容についてはよくわかります。そういった意味も含めて第2項で「国際交流の推進に努めるものとします」という条文をあえて入れておりますので、第1項が市が担うべき役割を支援という形で市が果たしていくことが一つ、第2項で、国際交流の推進に努めてともにまちをつくっていきましょうといった意味合いを持って条文を定めているというのが経過です。</p>	

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
		<p>委員の御指摘で考え方は私は正しいと思います。この条例全体を貫く考え方というのは、国籍が違ってそれも区別をしない、対等、平等である。したがって、参加と参加の権利もあるというのがこの条例の基本的な理念であります。条文については、市政運営の幾つかの大きな柱を規定している最後の条文ということであり、この章そのものがそういうイメージなのだと思うのです。全体を貫く理念があって、個別の市政運営の原則があって、国際化への対応という見出しの部分については市内でも議論していますが、ここは少し変えていこうという考え方があります。支援という言葉は、外国人だけではなくて、様々な施策の中で既に定着している言葉ですから、これは違った意味で上下関係とか大きい者が小さい者という意味ではないのと思う。外国人が異文化をもって、あるいは言葉の壁とか生活習慣の壁とかを御苦労されながら住民、市民として住んでいらっしゃる。その困っている状態について何らかの解決策を見いださうではないかというのがこの市政運営の原則ということであろうたい入っているとご理解いただきたい。この条文に基づいてさまざまな施策は当然考えられるわけですから、現在の国際化への対応の施策を再構築しながら、先ほど片畑委員も御指摘になったような施策の充実はきちんと基本計画、実施計画に位置づけていく必要がある。施策を充実していく方向、その理念は対等、平等の関係、一市民としてこのまちを支えていくという理念があって、困っている状態を解消するための施策をやっていこうではないか、という前提のつくりになっていると理解していますので、具体的な修正点等、御指摘いただければ、受けとめさせていただいて、きちんと議論をして、最終的な結論を出したいと考えております。</p>	<p>*答弁のとおり、具体的な修正案の提出を待ち、それにより検討する。</p>

条 文

議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
<p>三葛 議員</p>	<p>第7章 最高規範 (最高規範)</p> <p>第33条 この条例は、市の定める最高規範であり、市は、条例等を制定改廃するに当たっては、この条例の基本理念を尊重しなければなりません。</p> <p>2 市は、市に関する事案について法令を解釈し、又は運用するに当たっては、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念に基づいて、主体的に判断するよう努めなければなりません。</p> <p>この最高規範性、解説の中に第1項関係の一番最後の行に「理念的に他の条例を規律する上位規範として位置付けるもの」とありますが、まずこういうことは可能なのでしょうか。理念的ということがかえってよくわからないのです。特別法は一般法を破るという一般原則がありますので、どういふうにして最高規範であるということを担保するのかということについて、どうやったら最高規範性を維持できるかということ、いろいろな研究等がありますけれども、確たる答えはありません。今の市長から次の市長にいつかはかわると思うのですが、その際に例えばかわった方が、こういう条例はおかしいから変えるのだとなったときに、それを抑え得るのかどうかということにつながっていくのか。</p> <p>例えば、この条例がつくられた際、条例が可決し、成立し、施行する段になったときに、我々市議会がどうかわかりませんが、市長なりに直誓をいただくと、この条例にのっとった形で市政運営をするということを市民の皆さんに対して誓うという形になるかどうかはわかりませんが、その理念を大事にしていくということを直誓いただくということは、一つのこの最高規範性に権威づけをしていく大きな要素になり得るのではないだろうかと思います。</p> <p>最高規範性というものをどう後押ししていくかということが非常に重要になってきますし、そこでは市と表現されたときに、我々議会がどこまでどう入っていくのかということもさきざき議論されてまいりましたけれども、ポイントになってくると思います。検討課題としていただきたいと思います。</p>	<p>条例の中身としては、まさに最高規範性かと思います。上位規範として位置付ける他の条例を規律する上位規範ということですので、ここにも規範ということが解説にありますけれども、のっとるべき規則だとか行為をする場合のよるべき基準という意味からすれば、考え方からすればあくまでも理念的に上位規範という位置づけにすることは可能だと考えております。</p> <p>自治基本条例の制定の運動というのはそういった現行制度はあるものの、少なくともまちづくりの基本とするような理念を条例にうたい込もうではないか、その理念をすべての条例の市政運営の基本的な理念に高めようではないか。これを提案側と議会と市民等を含めて共通のルールとして、あるいは作法として定めようではないかという運動なわけです。現行の自治法上の規定にこだわると、そういった理念が達成できないという制度上の問題と実態論との整合性、調整の結果としてこの自治基本条例を条例の上位に位置づけて最高規範性をうたって、ほかの条例についてまちづくりの理念を浸透させるような基準をつくりましょうというのがこの自治基本条例ですから、個別の条例が自治基本条例に違反をしているのではないかという議論よりも、自治基本条例の理念に沿った個別の条例になっていないのではないかと、そういう表現になってくるだろうと思うのです。</p> <p>自治基本条例を最高規範性として議会も含めてこういったルールをつくっていきましょうとなれば、この理念に沿って個別の条例も見直し、新しい個別条例をつくるときも、その理念に沿って案もつくるし、議会でも議論をいただくということになると思います。</p> <p>二つ目の論点で、行政側の代表がかわったときに、構わずどんどん条例が改正できてしまう発想があるのではないかということですが、これは現時点で共通のルールに定めたとすれば、その時代時代によって</p>	

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
		<p>議会の議決も御意見も踏まえて、基本的なルールを見直しすることはあってもいいと思います。これは共通につくったルールですから、共通の認識で変えていくという考え方が必要なのだと思うのです。</p> <p>新たにその立場に就任をされた市長等が宣誓をするという規定があります。御提案はこの条例が可決されたときに、今、議会、議員さんもあるいは市長も含めて宣誓すべきだという御提案であります。条文にはその規定はありません。これは新たな提案でありますので議会も含めての話ですから、取り扱い等については今後その御提案を生かせるような議論が行われて、どういう手順でやるのかというのは議会の手続きも含めて考える必要があると思います。</p>	<p>*答弁のとおり、どういう手順でやるのかというのは議会の手続きも含めて考える必要がある。</p>
川合議員	<p>最高規範であるということで、それをどのように担保するのか。制定、改廃も含めてどういう担保をしていくのかということが片方では必要だろうと思うのです。最高規範であるという位置づけをするならば、非常に重要なことだろうと思いますが、今後もその改正に当たってはそういう位置づけが必要であろうと思います。</p> <p>例えば条例の改廃については3分の2の重要議決事項とするという規定、あるいは改廃に当たって、市民の何分の1以上で提案ができるという規定があってもいいのではないかという気もしています。最高規範とうたう以上はそれなりの扱いが必要であろう、例えば、まさに住民投票、私はそこまで求めよとは言いませんが、そういうことに匹敵するような市民的な議論も呼びたいし、また議会の扱いもそうしたいということで初めて最高規範と言えるのではないかと考えるのです。少なくとも議会の3分の2の議決事項にするとか、あるいはその際には市民の意見を聞くということが具体的に入ってくるのは必要かと思うのです。</p>	<p>制度上、地方自治法第116条第1項、「この法律に特別の定がある場合を除く外」ということですので、基本的には出席議員の過半数をもって決するということが大前提になるかと考えています。ですので、議論はありましたけれども、条文の中にはうたい込んでいないということが経過であります。</p> <p>御指摘の考え方、方向は多分いいのだろうと思うのですが、先ほど担当が説明したように、3分の2の議決をこの条例にうたったときに、条例としての不整合が生ずるのではないかということです。ですから、3分の2の議決と具体的に条例にうたうことはかなり難しいのだろうと思うのです。改正に当たっての手続きについては自治推進市民委員会ということで、全体の制度設計をしてきました。御指摘をいただいて、見直しの説明も後ほどいたしますけれども、変化がありますので、条例の見直しの規定をどうするかというのは、今、具体的に御提案をいただいたと思います。入れるか入れないかについては、一定の議論をして結論を出したいと思います。新しいこういう条例、あるいはルールをつくっていきましょうという運動でありますから、時代の変化によって見直しというのは出てくる可能性があるということでもあります。考え方とすれば、基本的にそういう考え方を持ちながら進めていく条例だと考えております。提案として受けとめさせていただきますたいと思います。</p>	<p>*次ページのとおり修正する。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
亀倉議員	<p>最高規範と最高規範性の違いを教えてくださいたいと思います。市の運営上の考え方としてこの条例を最高規範性をもって定めるということなのだろうと思うのです。そういう意味では、私は最高規範と最高規範性という表現をするのとの大きな違いがあるのではないかと思います。改廃に関連して、地方自治法との関係を含めて、例えば議決の3分の2が必要ということ自治基本条例の中でうたい込むのはかなり無理があると思うのです。ただ、一つは見直しの手続きというのは、この条例の中に規定していく必要があるのではないかと一方では思います。最高規範性とあわせて見直しの手続きは一定のルール化が必要ではないか。その辺、見直し等の手続きをこの中で規定していくということを新たに提案されてくるという理解でよろしいのか。その必要性が認識があるから検討すると言っているのですねということを確認したいのです。他団体の例などを見ますと、この条例が最高性を持つだけに、3年ごとにきちんと見直していくという条文が入っているところもありますよね。そのことを踏まえて御検討をいただきたいと思います。</p>	<p>見出しとして最高規範性とつけている団体と最高規範という見出しを掲げている団体というのがあると思います。具体的な条文ではありませんので、考え方としては、どちらを使っても意味合いとしては変わらないのだろうと思います。条文そのものには、この条例は市の定める条例の最高規範であるという趣旨の定め方をしておりますので、見出しのつくり方の問題と考えています。</p> <p>これは見直し規定を設けるべきだという御意見でありますので、これは検討させていただきます。最終的にきょう御提案をいただいた中身との整合性で最終修正案といったものをお示しするという考え方になります。技術的な条例上のつくりも含めて検討はさせてもらいたいと思います。</p> <p>全体を考えれば、何らかの形で入れる方向で検討はしてみたいと思います。</p>	<p>*見出しを「(最高規範性等)」に改める修正をする。</p> <p>*見直しの規定を追加する。</p> <p>第3項として、次のように加える。</p> <p>3 市は、社会状況の変化及び市民自治の確立に向けた取組状況を勘案し、この条例の見直しを行うものとします。</p>

修正事項一覧資料説明後の質疑に係る検討事項

		条 文	
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
梁川 議員 第10条	<p>「地域の課題を地域で解決し、安全で安心して暮らせるきずな」、この「きずな」ということを入れた理由、そして意味合いを少し解説してください。</p> <p>きずなという言葉を入れるということが私は違和感があったのですね。取っても、安全で安心して暮らせるまちを目指しとか、今、お互いが信頼するという意味での、課長が解説した信頼という言葉を使いましたよね。だったらきずなという言葉は必要ないのではないかなと考えますので、ぜひここを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>きずなというのは、絶対ことのできない人と人との結びつきだということで、考え方としてはそういう議論をしてきました。それで地域に暮らす人と人々が信頼し合って、ともに助け合って、そういった関係でつながれているまちだということです。</p> <p>私としてはこだわりたいというところがあります。絶対ことのできない人と人との結びつきというところを意味しているきずなという言葉は、この条例の中の第10条のところではかなり特徴的な言葉、いわゆる国分寺らしさの部分を表現させていただいたという意味合いがあります。ですので、こだわることはこだわりたいという気持ちはありますが、今までの御答弁を考えますと受けとめさせていただいて検討はさせていただきたいと思います。</p>	<p>*意見の趣旨を踏まえて、<u>逐条解説で説明していく。</u></p>
亀倉 議員 第12条 第33条	<p>今後、議会条項が一体化されるということを前提に修正案が示されているのだらうと思うのですね。例えば一体化されたら、この提案どおりに第12条削除という形になった場合、P D C Aのサイクルは確立していくのだという表明が出ていますよね。見直しの手続きの中で、条例自体をきちんと毎年毎年見直すという立場で進捗管理をしていくという意味合いの条文を持っているところもありますね。そういう意味で含めた先ほどの答弁と政策部長、解釈をしておいてよろしいのでしょうか。</p>	<p>最高規範性のところに見直し、最高規範であるという規定と見直し、それから、ここで表明しているような、毎年度進行状況を公表していくということがうたえれば、この全体の条文を削除した意味合いが、この条文を設けた趣旨が生かされる形で修正できるのではないかと、ということで先ほどの答弁を申し上げました。これは今後、本部でちゃんと検討した上で結論を出していきたいと思います。</p>	<p>*P60のとおり修正する。</p>

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
釜我議員 前文の修正案	地方自治の本旨に限らず、基本的な人権から平和主義から国民主権から、あるいは婚姻の自由から、男女平等から、もろもろの日本憲法が規定している内容をしっかりと踏まえたまちづくりをしていくのだということが基本であるわけですから、むしろ素直にこの「平和を希求し」という言葉の前に、「日本国憲法に基づいて」という表現を持ってきて、「真の市民自治を確立し」の後の「憲法に掲げる」は省略して、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに自治基本条例をつくる」というくりの方が、憲法が国民に対して保障しているところのすべてを体現できるということになりますので、理解もしやすいし、文章としても適当なのではないでしょうかと思います。	今日いただいた御意見については、すべてもう一度、推進本部に持ち帰りまして議論をしていきたいと考えておりますので、検討させていただきますということになります。	* 3段落目中、「平和を希求し」の前に、「日本国憲法に基づいて」を加え、「真の市民自治を確立し、」の次の「憲法に掲げる」を削る。に修正する。 私たちは、市民が主権者であり、国分寺市は、市民の信託によって創(つく)られてきたものであることを認識し、日本国憲法に基づいて、平和を希求し、人権を尊重し、男女平等のもと市民が生き生きと暮らし活動できるまちの実現を目指し、情報の共有、参加と協働を通じ、真の市民自治を確立し、地方自治の本旨を国分寺市において実現するため、ここに、国分寺市の最高規範として、自治基本条例を制定します。
甲斐議員	地方自治法に基づいての有権者の50分の1という道もあります。そういう部分も並立して記載されるのが本来、最高規範ということで適切なのではないかと。市民の手法というも並立的に書くことが自治を進める上での最高規範として適切なのではないかと。	「住民投票に付すべき事項、参加できる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、条例で別に定める。」つまり議会でお決めいただくのですという形をとっているわけでございます。したがって私としてはこの形で御提案させていただくのが妥当かなと判断をいたしました。議員がおっしゃりたいのは、直接請求的に住民投票を請求できるとか、それを受けて市長は実施しなければいけないとか、例えばそのような形で条文をつくるべきではないかと、こういう御趣旨なのでしょう。	* 答弁のとおり

条 文			
議員	指摘事項及び指摘内容	答弁内容	検討結果及び条文修正案
	<p>第8章 委任 (委任)</p> <p>第34条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に存する条例等は、この条例の基本理念に基づいて規定されたものとみなします。この場合において、この条例の規定と整合性を図る必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じなければなりません。</p>		